

相 楽 東 部 広 域 連 合
一 般 廃 棄 物 (ご み) 処 理 基 本 計 画

2 0 2 0 (令 和 2) 年 7 月

相 楽 東 部 広 域 連 合

目次

第1部 総論

第1章 計画の目的	1
1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け	1
2. 計画の期間	2
第2章 地域の概況	3
1. 自然環境	3
(1) 位置	3
(2) 気候	4
2. 社会環境	6
(1) 人口及び世帯数	6
(2) 産業	10
3. 都市基盤整備	11
(1) 交通状況	11
(2) 土地利用状況	11

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況	12
1. ごみ処理体系の概要	12
(1) ごみ処理の経緯	12
(2) ごみ処理の流れ	12
(3) ごみの分別区分	15
2. ごみの排出量	18
(1) ごみ排出量の推移	18
(2) 一人一日当たりのごみ排出量	19
3. ごみの資源化の実績	20
(1) ごみの資源化量の実績	20
4. ごみ処理の状況	22
(1) 収集・運搬	22
(2) 施設等の概要	22
(3) 処理・処分量の実績	23
5. 京都府内自治体との比較	25
(1) ごみ一人一日平均排出量	25

(2) リサイクル率	25
6. ごみ処理の評価	26
(1) 笠置町	26
(2) 和束町	27
(3) 南山城村	28
7. 周辺自治体の動向	29
8. 関係法令の動向	30
(1) 国の動向	30
(2) 京都府の動向	31
9. ごみ処理に関する課題	32
(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項	32
(2) 収集・運搬に関する事項	32
(3) 中間処理に関する事項	32
(4) 最終処分に関する事項	32
第2章 ごみ処理基本計画	33
1. ごみ処理の基本方針	33
2. 人口及びごみ排出量の予測	34
(1) 人口及びごみ排出量の予測方法	34
(2) 人口の予測	35
(3) ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）	36
3. 計画の目標	37
(1) 目標値の設定	37
(2) ごみ排出量の見込み（目標値）	38
4. 施策の体系	39
5. 主要施策と住民・事業者・行政の役割	40
(1) ごみの排出抑制と資源化	40
(2) 収集運搬計画	43
(3) 中間処理計画	44
(4) 最終処分計画	46
(5) その他の計画	46

第1部 総論

第1章 計画の目的

1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

相楽東部広域連合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、以上に示した法に基づき相楽東部広域連合(以下「本連合」という。)と、本連合の構成町村である笠置町、和束町及び南山城村のごみ処理について、その基本方針を定めたものであり、その位置付けは図1に示すとおりである。

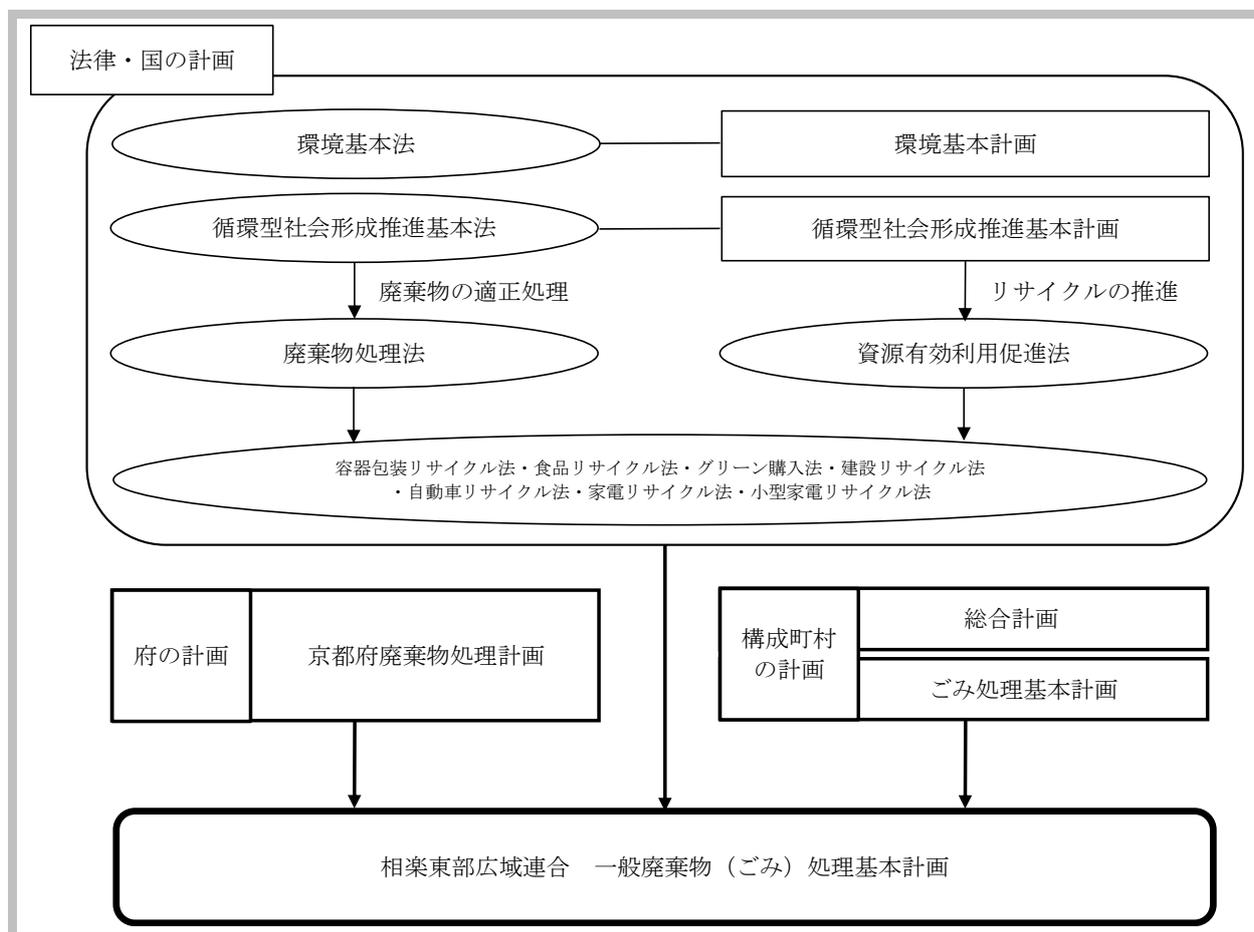


図1 本計画の位置付け

2. 計画の期間

本計画は、計画期間を図2に示すとおり初年度を令和2年度とし、令和16年度までの15年間のごみ処理に関する基本方針を示すものとする。

なお、計画の前提となる諸条件に変動があった場合は適宜見直しを行うものとする。

計画対象地域：笠置町、和束町及び南山城村
計画期間：令和2年度～令和16年度（15年間）
計画目標年：令和16年度

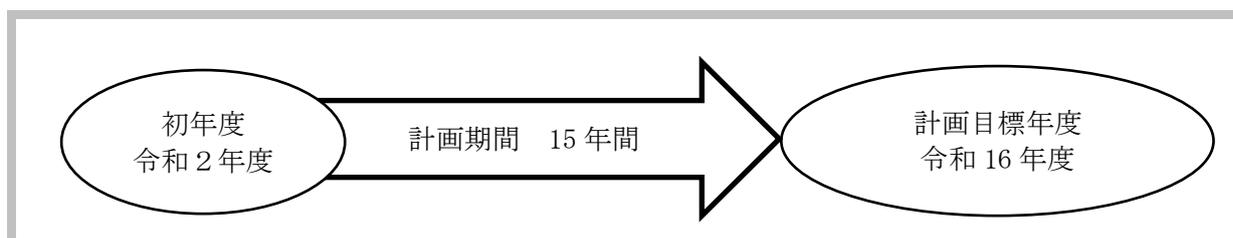


図2 計画の期間

第2章 地域の概況

1. 自然環境

(1) 位置

本連合を構成している笠置町、和束町及び南山城村は、京都府の南東部に位置し、西は木津川市、東は三重県伊賀市、北は宇治田原町及び滋賀県甲賀市に接し、南は奈良県奈良市に接している。



資料：本連合のホームページ

図3 本連合の全体

(2) 気候

本連合が属する地域における気象状況は表1及び図4に示すとおりである。

本連合が属する地域の気候は、比較的温暖であり、平均気温は約10～21℃、年間雨量は約1,400～2,000mmとなっている。

表1 気象状況

【京田辺観測所】

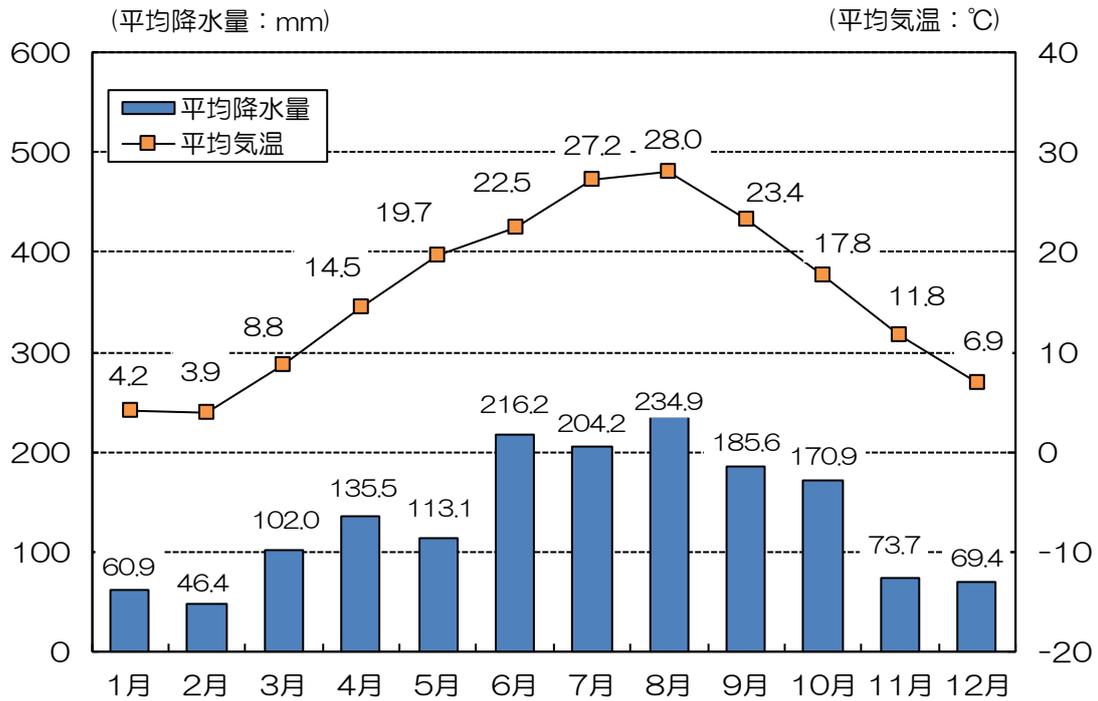
年	区分	平均気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低			
2015年		15.9	21.4	10.9	1,750.0	1.7	1,875.1
2016年		16.3	22.0	11.0	1,711.5	1.7	1,964.3
2017年		15.1	20.7	9.9	1,579.5	1.7	1,970.7
2018年		15.9	21.5	10.6	1,598.0	1.8	2,127.6
2019年		15.9	21.5	10.8	1,425.0	1.7	1,935.3
5力年平均		15.8	21.4	10.6	1,612.8	1.7	1,974.6

【京都観測所】

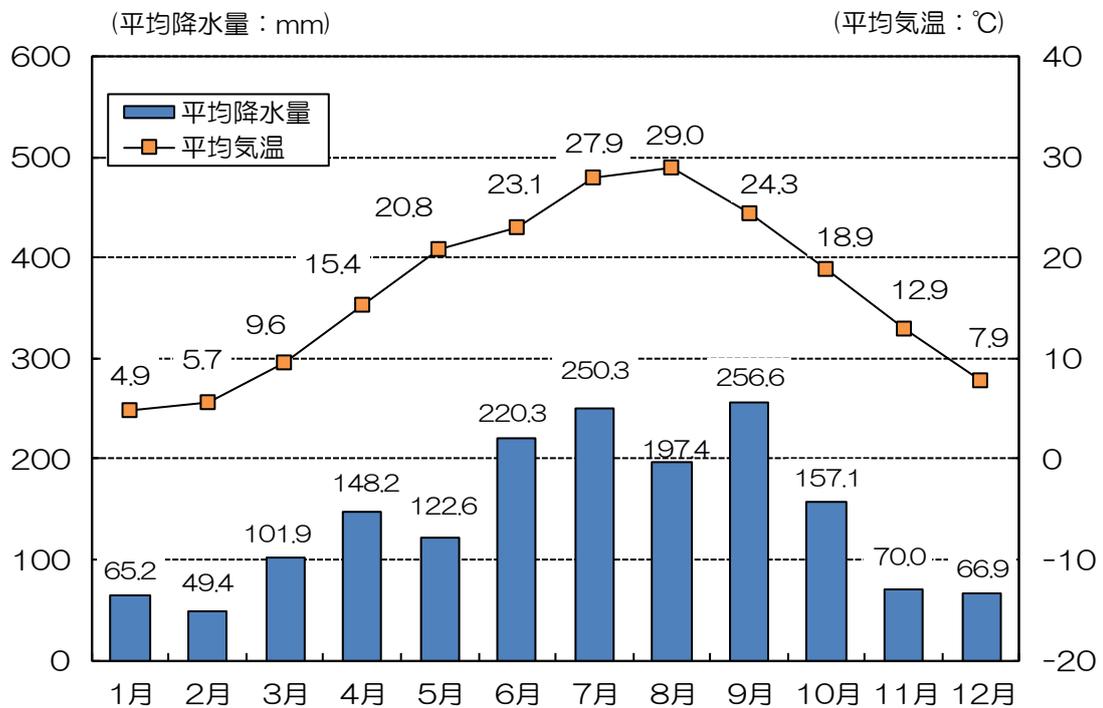
年	区分	平均気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低			
2015年		16.6	21.4	12.7	2,042.5	2	1,778.8
2016年		17.1	22.1	13.0	1,840.0	2.1	1,846.8
2017年		16.0	20.9	12.0	1,469.5	2.1	1,872.8
2018年		16.9	21.8	12.8	1,770.0	2.2	1,981.8
2019年		16.9	21.7	13.0	1,407.5	2.1	1,817.3
5力年平均		16.7	21.6	12.7	1,705.9	2.1	1,859.5

出典：気象庁HP

【京田辺観測所】



【京都観測所】



出典 : 気象庁 HP

図4 月別降水量及び月平均気温 (近年5年間)

2. 社会環境

(1) 人口及び世帯数

①人口の推移

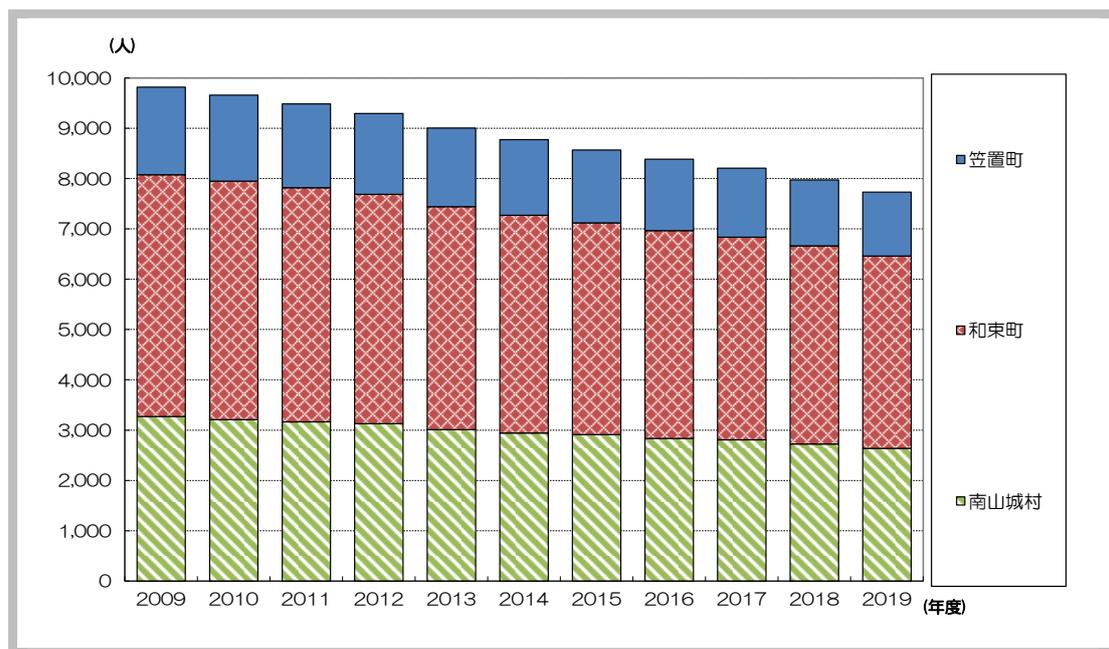
本連合の各構成町村及び構成町村全体の人口推移は、表2及び図5に示すとおりである。

本連合の構成町村全体の人口推移は、2009年度の9,818人と比べ、2019年度では7,730人と減少傾向にある。

表2 人口の推移

町村等\年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
笠置町	1,744	1,711	1,667	1,608	1,563	1,501	1,446	1,421	1,374	1,312	1,268
和束町	4,804	4,739	4,652	4,558	4,431	4,330	4,210	4,129	4,026	3,937	3,825
南山城村	3,270	3,208	3,164	3,129	3,010	2,941	2,911	2,836	2,806	2,725	2,637
構成町村全体	9,818	9,658	9,483	9,295	9,004	8,772	8,567	8,386	8,206	7,974	7,730

※各年度3月末



出典：各町村の住民記録

図5 人口の推移

②世帯数の推移

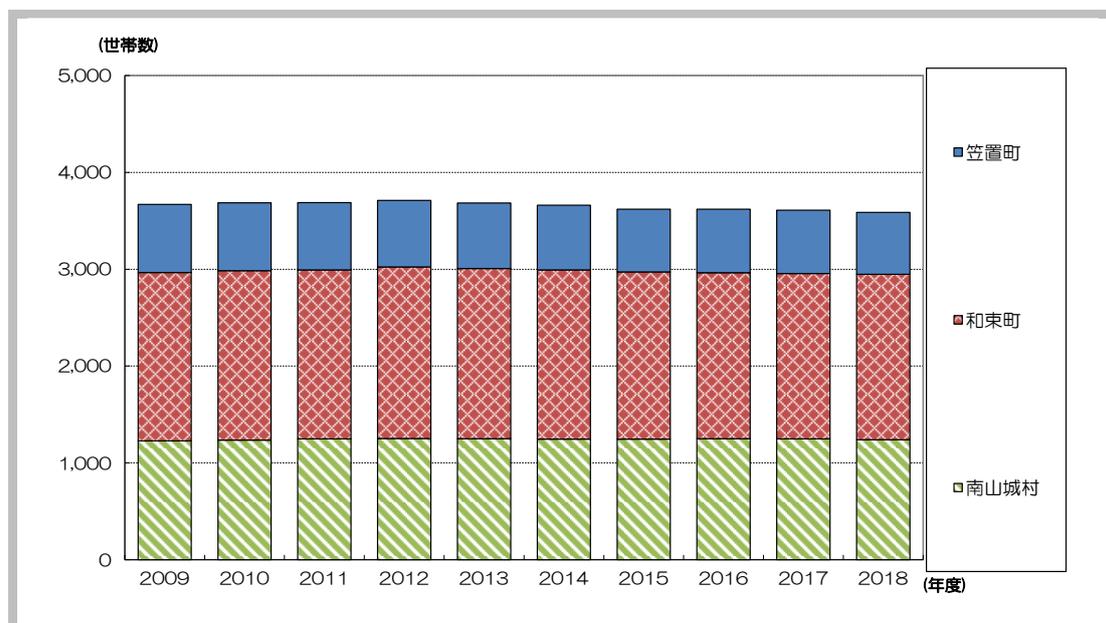
本連合の各構成町村及び構成町村全体の世帯数の推移は、表3及び図6に示すとおりである。

本連合の構成町村全体の世帯数の推移は、2009年度の3,669世帯と比べ、2018年度では3,587世帯と減少傾向である。

表3 世帯数の推移

町村等\年度	(世帯)									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
笠置町	703	700	696	686	676	669	648	656	655	639
和束町	1,739	1,749	1,745	1,772	1,758	1,748	1,726	1,714	1,708	1,709
南山城村	1,227	1,236	1,248	1,252	1,250	1,245	1,246	1,249	1,247	1,239
構成町村全体	3,669	3,685	3,689	3,710	3,684	3,662	3,620	3,619	3,610	3,587

※各年度3月末



出典：各町村の住民記録

図6 世帯数の推移

③ 1世帯当たり人口の推移

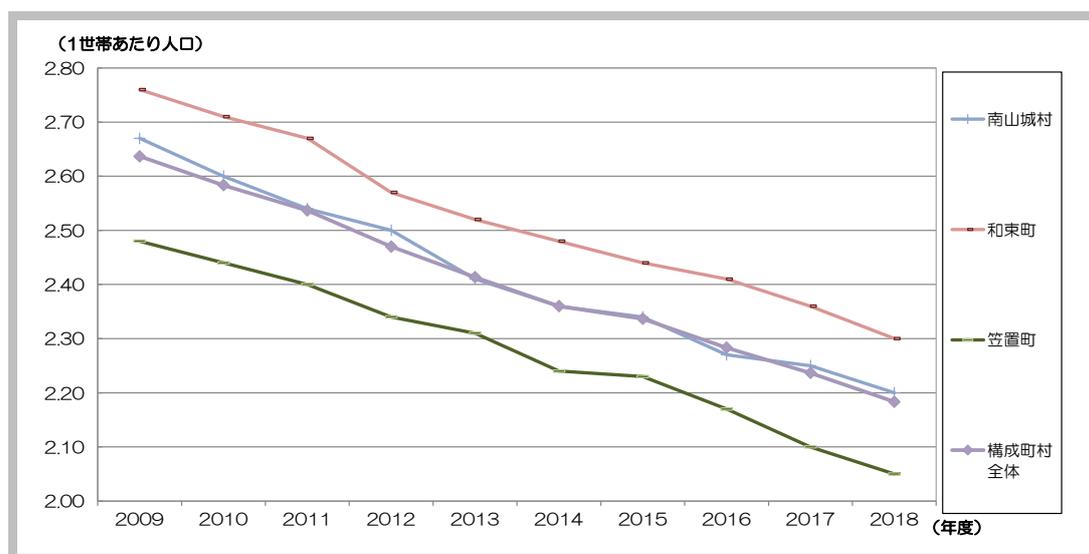
本連合の各構成町村及び構成町村全体の1世帯当たりの人口の推移は、表4及び図7に示すとおりである。

本連合の構成町村全体の1世帯当たりの人口は、2009年度の2.64人から2018年度には2.18人に減少している。このことから、核家族化の進行や単身世帯の増加等がうかがえる。

表4 1世帯当たり人口の推移

町村等\年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
笠置町	2.48	2.44	2.40	2.34	2.31	2.24	2.23	2.17	2.10	2.05
和束町	2.76	2.71	2.67	2.57	2.52	2.48	2.44	2.41	2.36	2.30
南山城村	2.67	2.60	2.54	2.50	2.41	2.36	2.34	2.27	2.25	2.20
構成町村全体	2.64	2.58	2.54	2.47	2.41	2.36	2.34	2.28	2.24	2.18

※各年度3月末



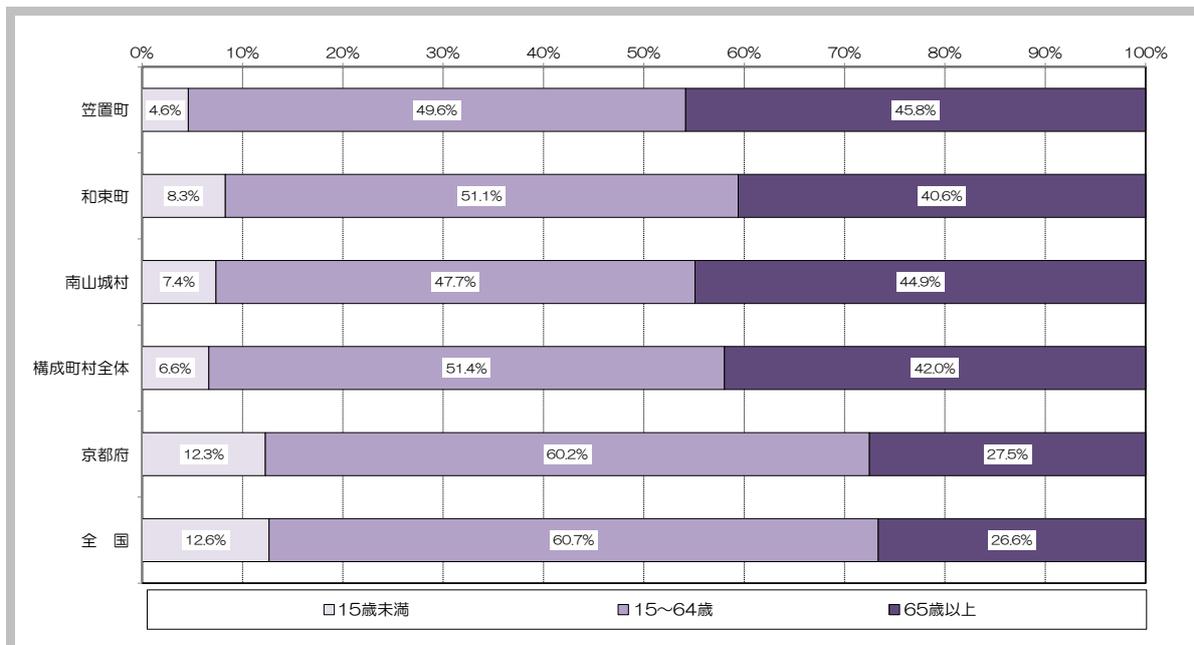
出典：各町村の住民記録

図7 1世帯当たり人口の推移

④人口分布

本連合の各構成町村、構成町村全体、京都府及び全国の年齢別人口分布は図8に示すとおりである。

本連合の構成町村全体では京都府や全国と比べて15歳未満の人口が6.6%と少なく、65歳以上の人口が42.0%と多くなっている。



出典：平成27年国勢調査

図8 年齢別人口分布

(2) 産業

本連合の各構成町村及び構成町村全体の産業大分類別就業者数は表5及び図9に示すとおりである。

本連合の各構成町村及び構成町村全体の就業者数はともに、減少傾向にある。

本連合の構成町村全体の産業大分類別就業者の割合については、平成22年から平成27年にかけて、第一次産業及び第二次産業が減少し、第三次産業は増加している。

表5 産業大分類別就業者数の内訳

構成市町村	単位	平成22年					平成27年				
		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業	計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業	計
笠置町	人	22	165	503	2	692	24	131	440	4	599
	(割合)	3.2%	23.8%	72.7%	0.3%	100.0%	4.0%	21.9%	73.5%	0.7%	100.0%
和束町	人	506	479	1,081	71	2,137	482	407	1,023	21	1,933
	(割合)	23.7%	22.4%	50.6%	3.3%	100.0%	24.9%	21.1%	52.9%	1.1%	100.0%
南山城村	人	250	295	924	25	1,494	188	245	773	99	1,305
	(割合)	16.7%	19.7%	61.8%	1.7%	100.0%	14.4%	18.8%	59.2%	7.6%	100.0%
構成町村全体	人	778	939	2,508	98	4,323	694	783	2,236	124	3,837
	(割合)	14.5%	22.0%	61.7%	1.8%	100.0%	14.4%	20.6%	61.9%	3.1%	100.0%

出典：平成22年、27年国勢調査

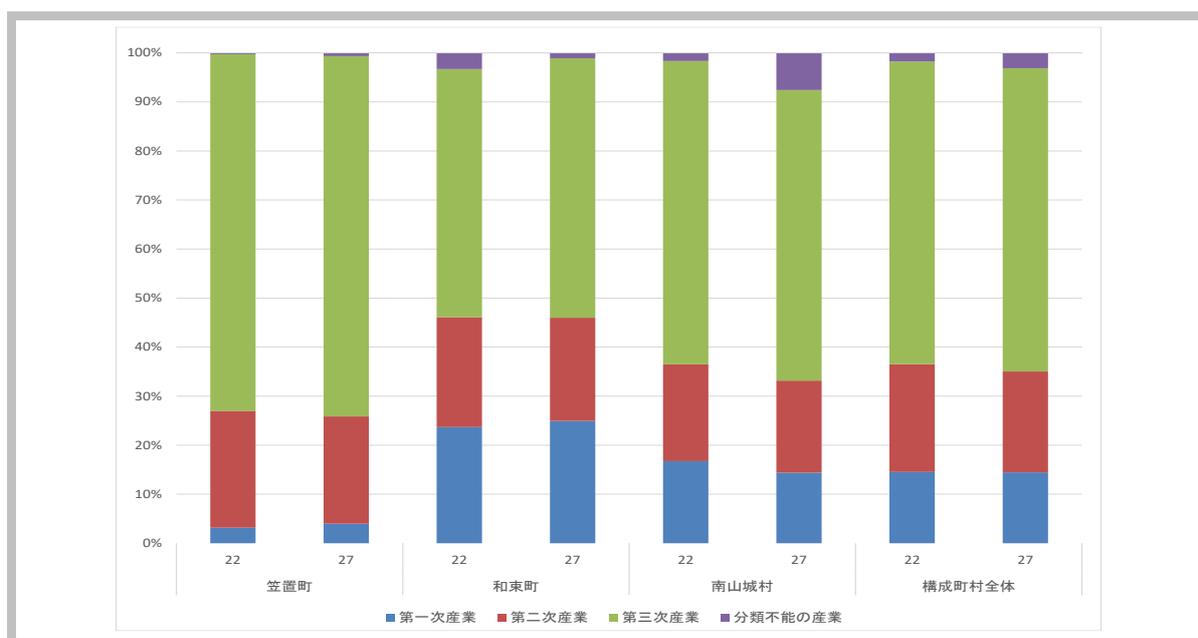


図9 産業大分類別就業数の割合

3. 都市基盤整備

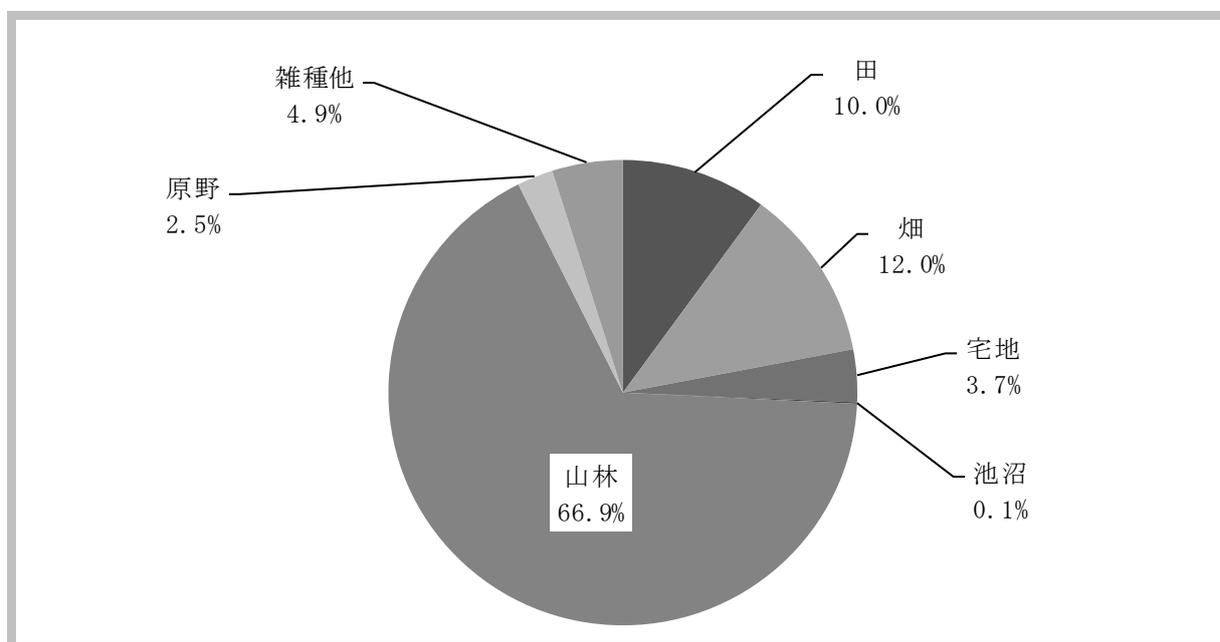
(1) 交通状況

本連合の区域内の交通網は、道路交通網と鉄道交通網がある。代表的なものとして、国道163号線、主要地方道として府道5号（木津信楽線）、府道62号（宇治木屋線）等がある。なお、鉄道はJR関西本線が横断している。

(2) 土地利用状況

本連合の構成町村全体の土地利用は、図10に示すとおりである。

本連合の構成町村全体の土地利用の状況をみると、山林が最も多く、次いで、畑、田の順となっている。



出典：京都府統計書、地目別土地面積（平成30年1月1日現在）

図10 本連合の構成町村全体の土地利用割合

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体系の概要

(1) ごみ処理の経緯

笠置町、和束町及び南山城村では適正な廃棄物処理の推進を図るため、昭和47年に「相楽東部じんかい処理組合」を設立し、廃棄物の処理の事務を行うとともに、ごみ処理施設の計画を進め、平成11年3月に「相楽東部クリーンセンター」が完成し、同年4月から稼働した。

その後、平成22年4月から事務が「相楽東部じんかい処理組合」から本連合に移管され、現在に至っている。

現在、本連合は、笠置町、和束町及び南山城村が処理すべき行政事務のうち、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務並びにごみ処理施設の設置、管理及び経営の業務並びにごみ処理に関する事務を行っている。

(2) ごみ処理の流れ

各構成町村におけるごみ処理フローは図11～13に示すとおりである。

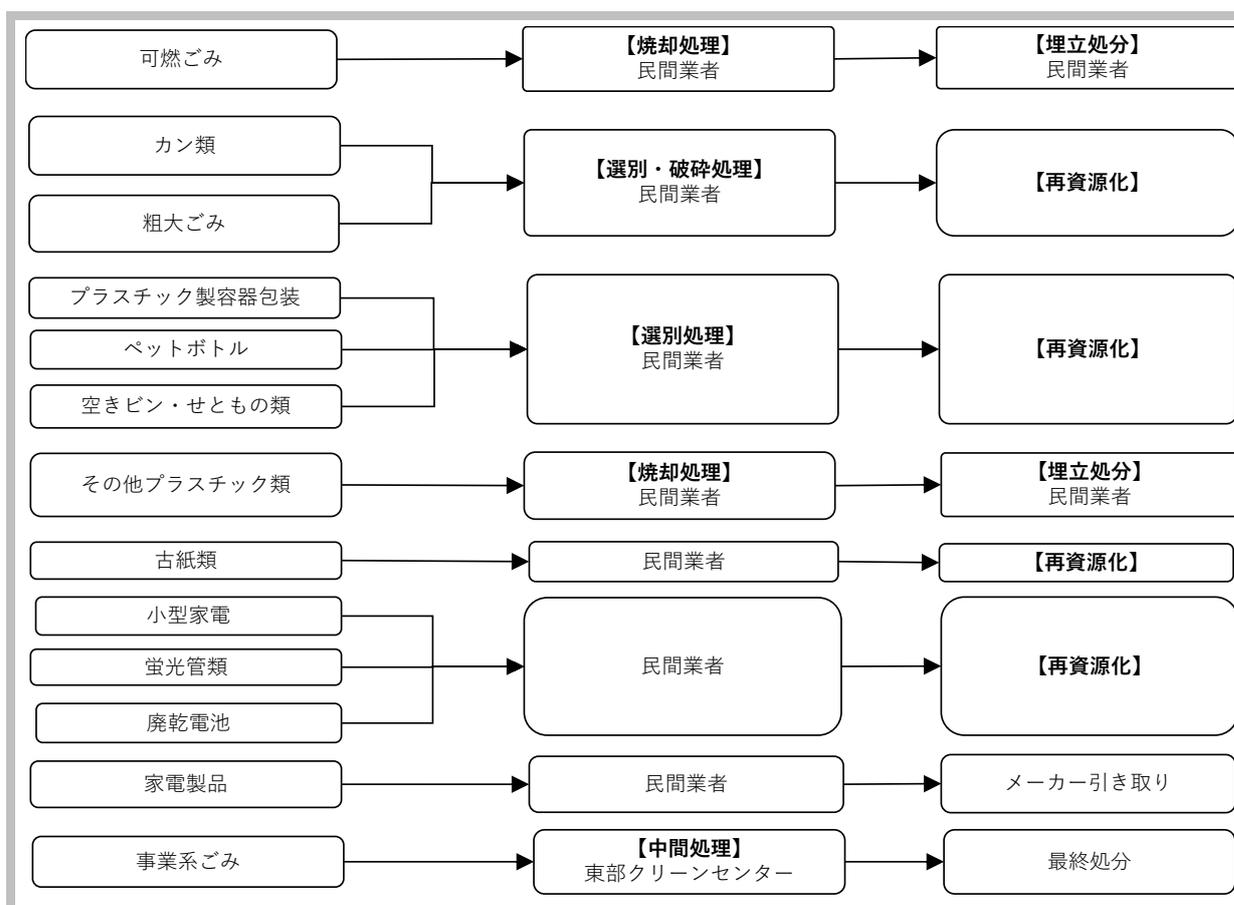


図11 笠置町のごみ処理フロー

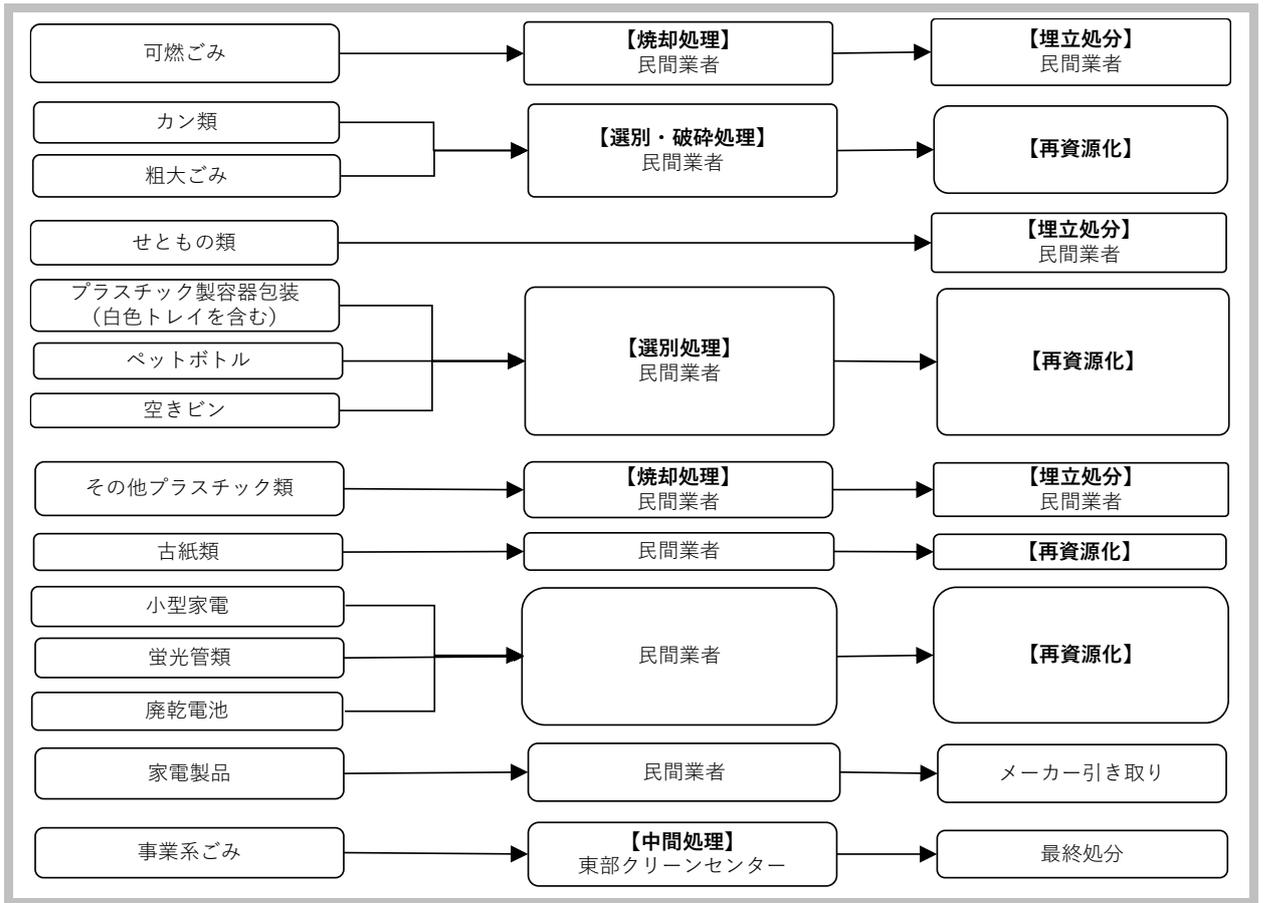


図 12 和束町のごみ処理フロー

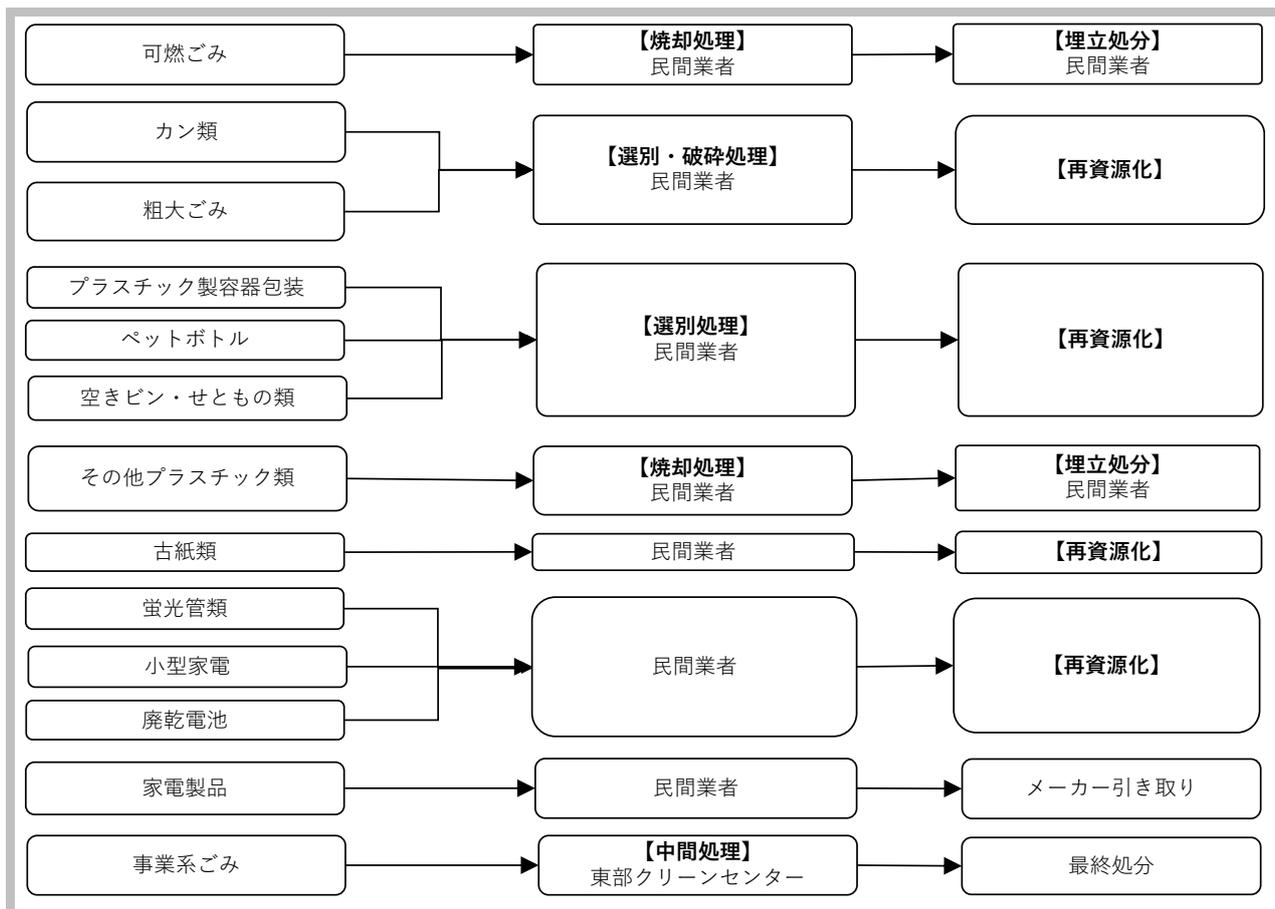


図 13 南山城村のごみ処理フロー

※ 事業系ごみの処理フローは施設利用が停止中であり、受け入れが困難な状態となっている。

(3) ごみの分別区分

a. 笠置町

笠置町におけるごみの分別区分は表7に示すとおりである。

表7 笠置町のごみの分別区分

区分	内容	収集頻度	収集方式
可燃ごみ	生ごみ・紙くず・紙おむつ・木くず等	週2回	各戸収集
カン類	空き缶、一斗缶等	月1回	ステーション方式
粗大ごみ	家具・電化製品・布団・カーペット類等	月1回	
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のボトル・チューブ類・キャップ・トレイ・ラップ・カップ類・レジ袋等	週1回	各戸収集
ペットボトル	ペットボトル	月1回	ステーション方式
ビン	飲料水、食品等の空きビン	月1回	
その他プラスチック類	おもちゃ・ハンガー・靴類・CD・ビデオテープ等のプラスチック製品	月1回	各戸収集
古紙類	新聞・雑誌・段ボール等	月1回	ステーション方式
小型家電製品（リサイクル対象）	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、テープレコーダー、電卓、ヘアードライヤー等	随時	役場、施設内の小型家電回収ボックス
蛍光管類	蛍光ランプ、HIDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、LEDランプ	随時	施設内の蛍光管類回収ボックス
廃乾電池	アルカリ乾電池、マンガン乾電池	随時	役場、施設内の廃乾電池回収ボックス

b. 和東町

和東町におけるごみの分別区分は表 8 に示すとおりである。

表 8 和東町のごみの分別区分

区分	内容	収集頻度	収集方式
可燃ごみ	生ごみ・紙くず・紙おむつ・木くず等	週 2 回	ステーション方式
カン類	空き缶、一斗缶等	月 2 回	
粗大ごみ	家具・電化製品・布団・カーペット類等	月 1 回	
せともの類	せともの・ガラス製品等	月 1 回	
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のボトル・チューブ類・キャップ・トレイ・カップ類等	週 2 回	
白色トレイ	白色トレイ	月 1 回程度	拠点回収
ペットボトル	飲料類・酒類・醤油等の調味料のペットボトル	月 1 回	ステーション方式
ビン	飲料類・食品等の空きビン	月 1 回	
その他プラスチック類	おもちゃ・ハンガー・靴類・CD・ビデオテープ等のプラスチック製品	月 1 回	
古紙類	新聞・雑誌・段ボール・古布等	随時	指定場所
小型家電製品（リサイクル対象）	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、テープレコーダー、電卓、ヘアードライヤー等	随時	役場等の小型家電回収ボックス
蛍光管類	蛍光ランプ、HIDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、LEDランプ	随時	役場等の蛍光管類回収ボックス
廃乾電池	アルカリ乾電池、マンガン乾電池	随時	町内各地の廃乾電池回収ボックス

c. 南山城村

南山城村におけるごみの分別区分は表9に示すとおりである。

表9 南山城村のごみの分別区分

区分	内容	収集頻度	収集方式
可燃ごみ	生ごみ（野菜くず、残飯、骨肉、茶殻等）、布、皮類、草木、紙類等	週2回	ステーション方式
カン類	飲料缶、食用缶（但、18リットルまで）	月1回	
粗大ごみ	家具、指定外家電製品、大型プラスチック製品、金属類等	月1回	
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のボトル・チューブ類・キャップ・トレイ・カップ類等	週1回	
ペットボトル	飲料・食用ペットボトル類	月1回	
ビン・せともの類	飲料ビン、食用ビン、ガラス、せともの類	月1回	
その他プラスチック類	おもちゃ・ハンガー・靴類・CD・ビデオテープ等のプラスチック製品	月1回	
古紙類	新聞・雑誌・段ボール・古布等	随時	村指定場所
小型家電製品（リサイクル対象）	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、テープレコーダー、電卓、ヘアードライヤー等	随時	役場の小型家電回収ボックス
蛍光管類	蛍光ランプ、HIDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、LEDランプ	随時	役場の蛍光管類回収ボックス
廃乾電池	アルカリ乾電池、マンガン乾電池	随時	村内各地の廃乾電池回収ボックス
家電製品（リサイクル対象）	エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機）	随時	村指定場所

※事業系ごみについても同様の分別処理を基本とする

ただし、食品リサイクル法や再資源化のごみについては事業者が減量化に取り組んでいる。

2. ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

本連合の構成町村全体のごみ排出量の実績は表 10 及び図 14 に示すとおりである。

本連合の構成町村全体のごみの排出量の推移は、平成 22 年度から平成 25 年度まで増加し、それ以降は減少傾向である。

表 10 本連合の構成町村全体のごみ排出量の実績

項目			年度											
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
家庭系ごみ	収集	可燃ごみ	1,223	1,152	1,164	1,161	1,133	1,093	1,082	1,056	1,033	1,020	1,059	
		資源ごみ	351	342	360	427	398	406	387	375	387	364	289	
		その他のごみ	19	17	16	14	15	14	26	0	0	0	0	
		粗大ごみ	400	382	363	378	380	391	385	402	442	485	546	
	小計		1,993	1,893	1,903	1,980	1,926	1,904	1,880	1,833	1,862	1,869	1,894	
	直接搬入	可燃ごみ	132	72	2	1	5	0	3	1	0	0	0	
		粗大ごみ	5	9	1	3	18	7	1	3	5	3	2	
		小計		137	81	3	4	23	7	4	4	5	3	2
		計		2,130	1,974	1,906	1,984	1,949	1,911	1,884	1,837	1,867	1,872	1,896
	事業系ごみ	収集	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	119	0	0	0
粗大ごみ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
小計			0	0	0	0	0	0	0	119	0	0	3	
直接搬入		可燃ごみ	156	128	480	445	547	569	427	170	246	289	160	
		資源ごみ	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	
		粗大ごみ	12	17	28	23	27	20	18	11	25	53	45	
		小計		169	146	509	469	575	589	446	181	271	342	205
計		169	146	509	469	575	589	446	300	271	342	208		
合計			2,299	2,120	2,415	2,453	2,524	2,500	2,330	2,137	2,138	2,214	2,104	

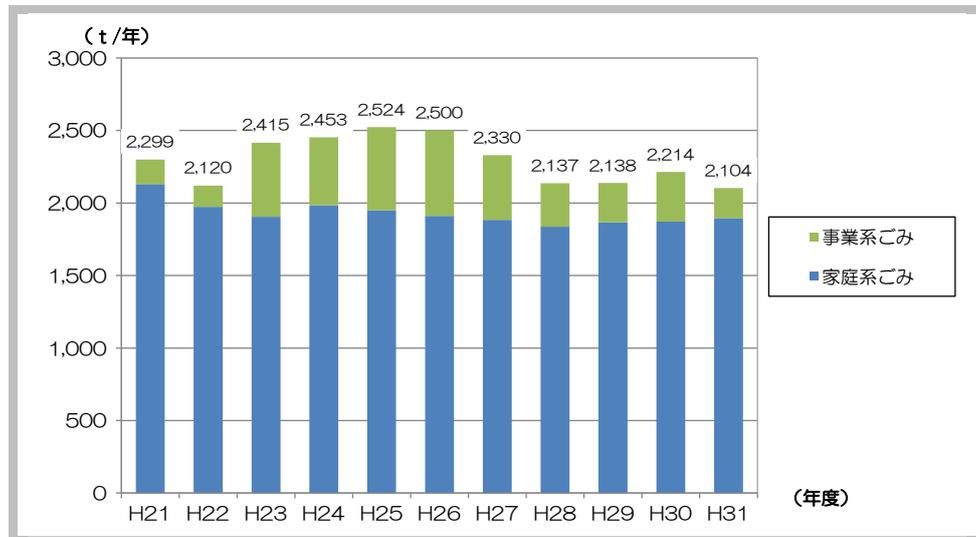


図 14 本連合の構成町村全体のごみ排出量の推移

(2) 一人一日当たりのごみ排出量

本連合の構成町村全体の一人一日当たりのごみ排出量(家庭系)及び一日当たりごみ排出量(事業系)(以下、「ごみ原単位」という)の実績は表 11 及び図 15 に示すとおりである。

本連合の構成町村全体のごみ排出量合計のごみ原単位は平成 21 年度～26 年度は増加傾向、その後 28 年度までは減少傾向であったが、それ以降は増加傾向である。家庭系ごみのごみ原単位は近年増加傾向であり、事業系ごみのごみ原単位は平成 21 年度～26 年度は増加傾向であったが、それ以降は減少傾向となっている。

表 11 本連合の構成町村全体のごみ原単位の実績

項目	年度	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
人口(各年度3月末現在)		人	9,818	9,658	9,483	9,295	9,004	8,772	8,567	8,386	8,206	7,974	7,730	
家庭系ごみ	収集	可燃ごみ	g/人・日	341.28	326.79	336.29	342.21	344.75	341.37	346.02	345.00	344.89	350.45	375.34
		資源ごみ	g/人・日	97.95	97.02	104.01	125.86	121.10	126.80	123.76	122.51	129.21	125.06	102.43
		その他のごみ	g/人・日	5.90	4.82	4.62	4.13	4.56	4.37	8.31	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ	g/人・日	111.62	108.36	104.87	111.42	115.63	122.12	123.12	131.33	147.57	166.64	193.55
		小計	g/人・日	556.15	537.00	549.79	583.61	586.04	594.67	601.22	598.85	621.66	642.16	671.32
	直接搬入	可燃ごみ	g/人・日	36.83	20.42	0.58	0.29	1.52	0.00	0.96	0.33	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ	g/人・日	1.40	2.55	0.29	0.88	5.48	2.19	0.32	0.98	1.67	1.03	0.71
		小計	g/人・日	38.23	22.98	0.87	1.18	7.00	2.19	1.28	1.31	1.67	1.03	0.71
		計	g/人・日	594.38	559.97	550.66	584.79	593.04	596.86	602.50	600.15	623.33	643.19	672.03
		事業系ごみ	収集	可燃ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.33	0.00	0.00
粗大ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
小計	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.33	0.00	0.00	1.03		
直接搬入	可燃ごみ	t/日	0.43	0.35	1.32	1.22	1.50	1.56	1.17	0.47	0.67	0.79	0.44	
	資源ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	粗大ごみ	t/日	0.03	0.05	0.08	0.06	0.07	0.05	0.05	0.03	0.07	0.15	0.12	
	小計	t/日	0.46	0.40	1.39	1.28	1.58	1.61	1.22	0.50	0.74	0.94	0.56	
	計	t/日	0.46	0.40	1.39	1.28	1.58	1.61	1.22	0.82	0.74	0.94	1.59	
合計		g/人・日	641.54	601.39	697.72	723.03	768.00	780.82	745.13	698.16	713.81	760.69	745.72	

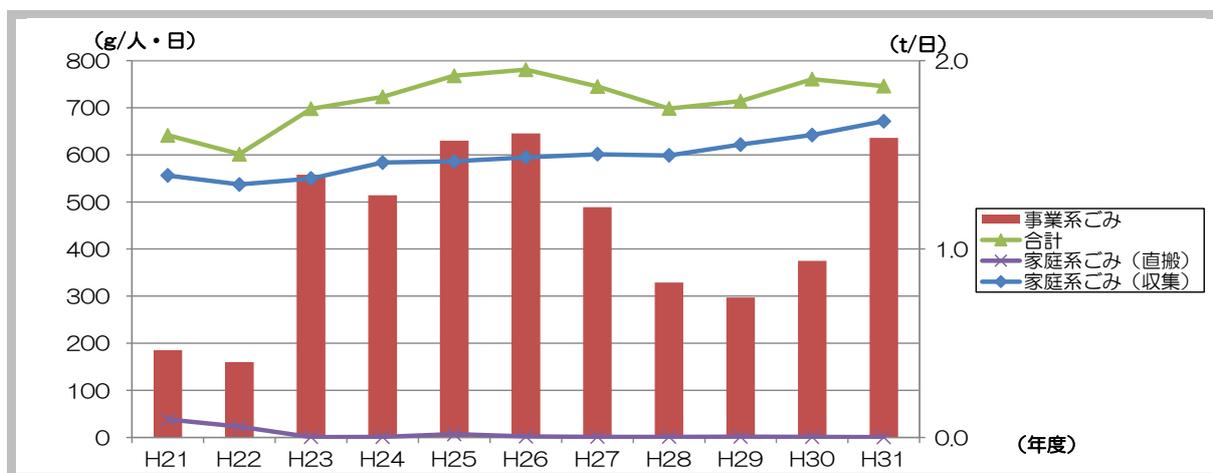


図 15 本連合の構成町村全体のごみ原単位の推移

3. ごみの資源化の実績

(1) ごみの資源化量の実績

本連合の構成町村全体の資源化量及び資源化率の実績は、表 12、図 16 及び図 17 に示すとおりである。

本連合の構成町村全体の資源化量の推移は、平成 27 年度以降、直接資源化量の割合が増加傾向にある。

資源化率については、平成 26 年度まで減少し、平成 27 年度に増加に転じたが、それ以降は減少している。

表 12 本連合の構成町村全体の資源化量の実績

(t/日)

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
直接資源化量	紙類(紙パック、紙製容器包装を除く)	66	0	73	71	68	61	58	53	60	55
	紙パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	金属類	0	0	0	0	0	0	12	14	13	13
	ガラス類	0	0	0	0	0	0	27	30	30	28
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	8	10	11	11
	白色トレイ	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0
	容器包装プラスチック(白色トレイを除く)	0	0	0	0	0	0	32	69	68	67
	プラスチック類(白色トレイ、容器包装プラスチックを除く)	0	0	0	0	0	0	0	30	33	32
	布類	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0
小計	66	0	73	71	68	61	165	206	215	208	
中間処理後再生利用量	金属類	90	68	49	50	48	31	15	30	31	35
	ガラス類	76	73	65	69	65	69	40	52	35	36
	ペットボトル	13	18	13	17	14	15	8	8	7	7
	白色トレイ	0	0	0	0	0	69	0	0	0	0
	容器包装プラスチック(白色トレイを除く)	100	100	102	99	83	53	57	57	57	55
	プラスチック類(白色トレイ、容器包装プラスチックを除く)	15	14	16	15	15	14	14	14	13	13
	布類	0	0	0	0	23	19	0	0	0	0
小計	294	273	245	250	248	270	134	161	143	146	
集団回収量		336	411	329	283	97	50	253	0	0	0
総資源化量	①	696	684	647	604	413	381	552	367	358	354
ごみ排出量	②	2,303	2,123	2,416	2,457	2,532	2,498	2,332	2,139	2,139	2,216
資源化率	①÷②×100	30.2%	32.2%	26.8%	24.6%	16.3%	15.3%	23.7%	17.2%	16.7%	16.0%

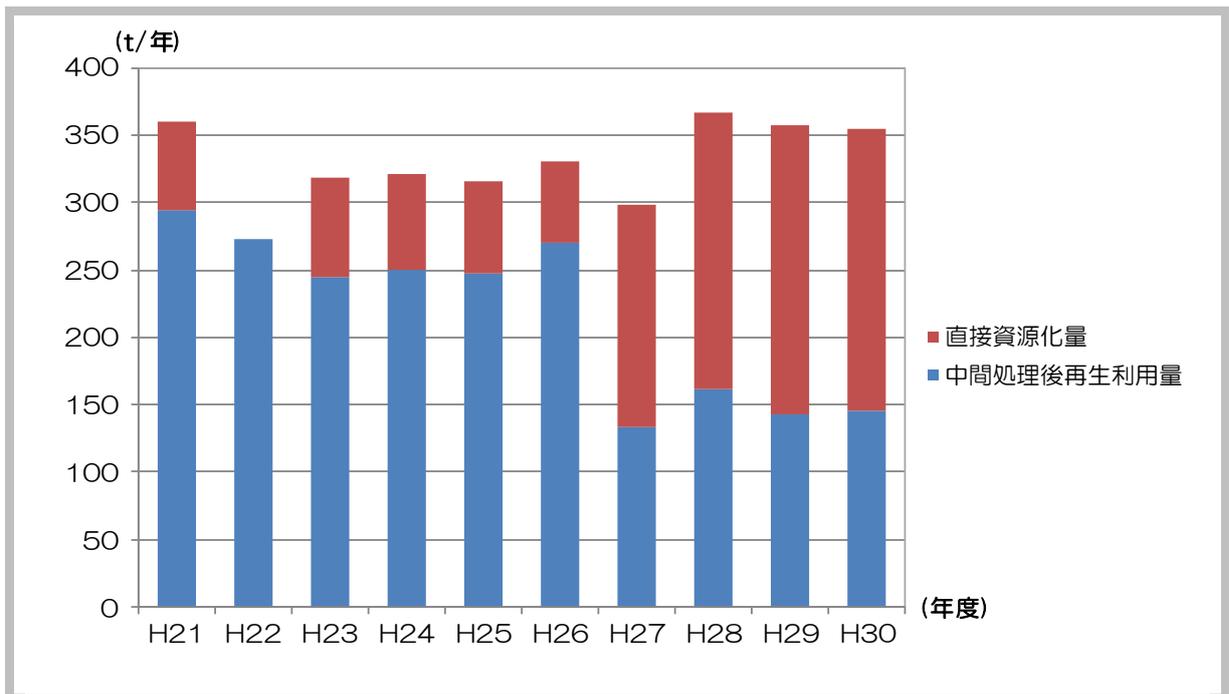


図 16 本連合の構成町村全体の資源化量の推移

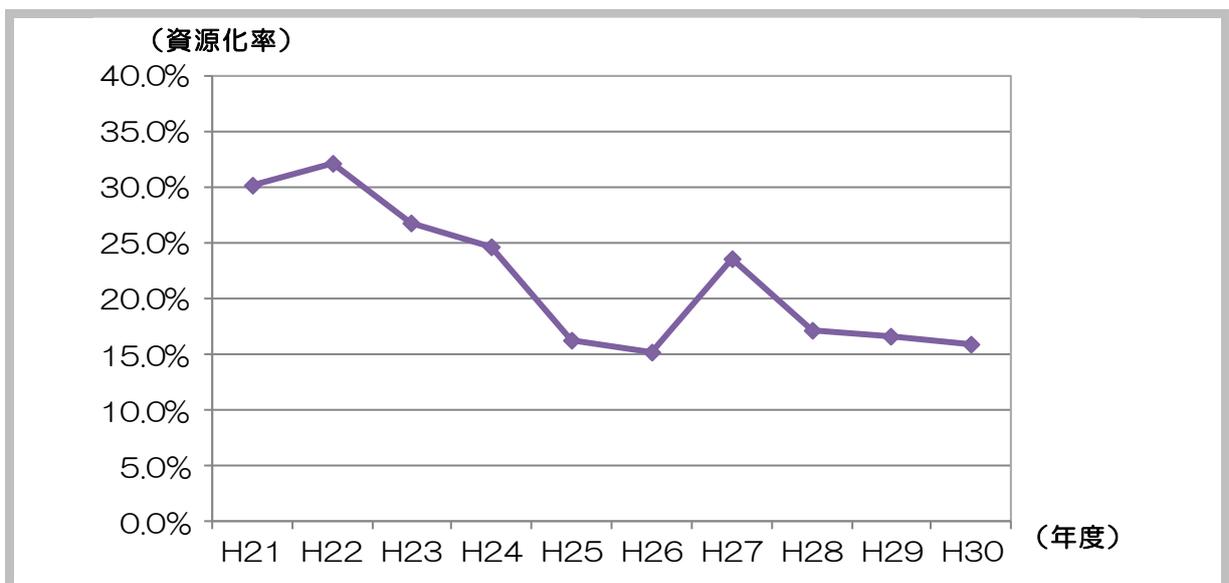


図 17 本連合の構成町村全体の資源化率の推移

4. ごみ処理の状況

(1) 収集・運搬

①収集・運搬体制

収集・運搬は、本連合の所掌で業務は民間業者に委託している。

(2) 施設等の概要

①焼却施設

本連合の焼却施設は、平成 31 年 4 月から稼働停止しており、現在は処理を民間施設に委託している。

表 13 焼却施設の概要

項目	内容
施設名称	相楽東部クリーンセンター
施設所管	相楽東部広域連合
所在地	京都府相楽郡和束町大字下島小字雨堤 18-1 他
敷地面積	約 18,900 m ²
稼働開始	平成 11 年 4 月
処理能力	20t/8h (10 t/8h×2 基)
処理方式	機械化バッチ燃焼方式
燃焼ガス冷却方式	水噴射式
排ガス処理方式	有害ガス除去方式
ばいじん除去方式	ろ過式集じん設備
受入供給方式	ピット&クレーン方式
排水処理方式	クローズドシステム
灰出し方式	灰バンカ及び飛灰薬剤処理方式

②中間処理及び・最終処分

本連合の中間処理及び最終処分は、現在のところ民間委託にて処理・処分を行っている。

(3) 処理・処分量の実績

① 焼却処理量

本連合の構成町村全体の焼却処理量の実績は、表 14 及び図 18 に示すとおりである。

本連合の構成町村全体の焼却処理量の推移は、平成 25 年以降、減少傾向である。

表 14 本連合の構成町村全体の焼却処理量の実績

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
焼却処理量	直接焼却量	1,511	1,352	1,646	1,607	1,685	1,492	1,512	1,333	1,527	1,310
	焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量	105	85	126	68	108	54	95	113	103	186
計		1,616	1,437	1,772	1,675	1,793	1,546	1,607	1,446	1,630	1,496

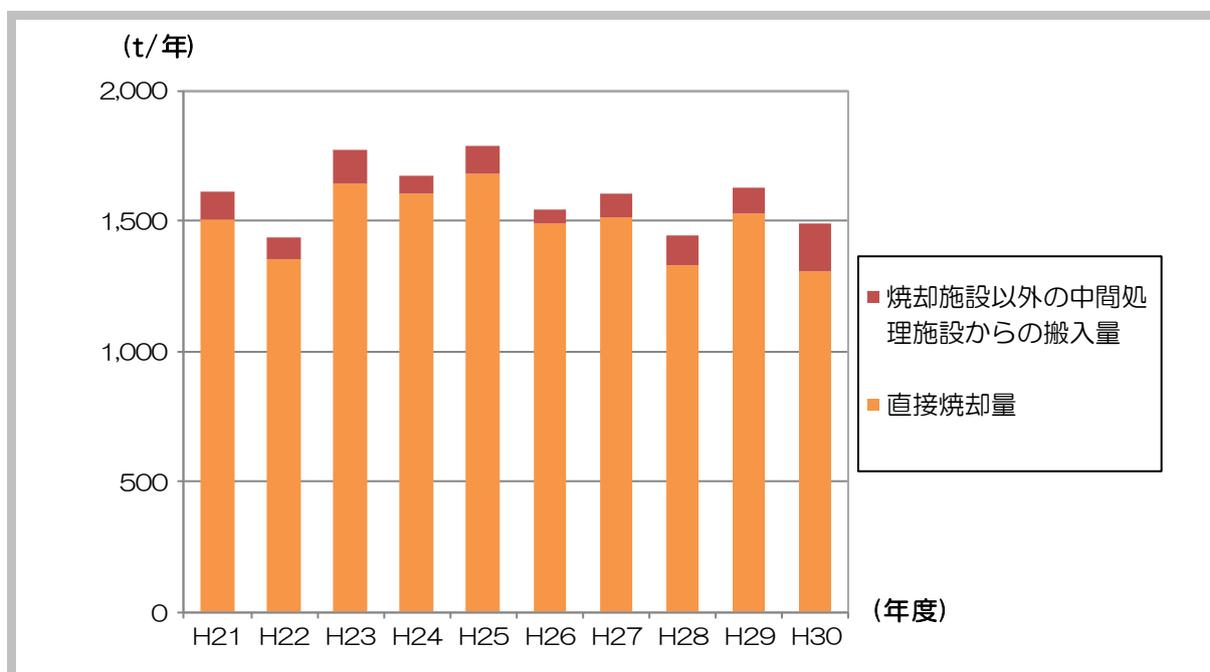


図 18 本連合の構成町村全体の焼却処理量の推移

② 最終処分量

本連合の構成町村全体の最終処分量の実績は、表 15 及び図 19 に示すとおりである。

本連合の構成町村全体の最終処分量の推移は、概ね横ばいである。

表 15 本連合の構成町村全体の最終処分量の実績

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分量	直接最終処分量	17	0	15	13	14	0	0	0	284	0
	焼却残渣量	210	209	239	265	251	292	262	216	216	200
	焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量	323	294	260	326	322	308	293	291	349	333
計		533	503	499	591	573	600	555	507	565	533

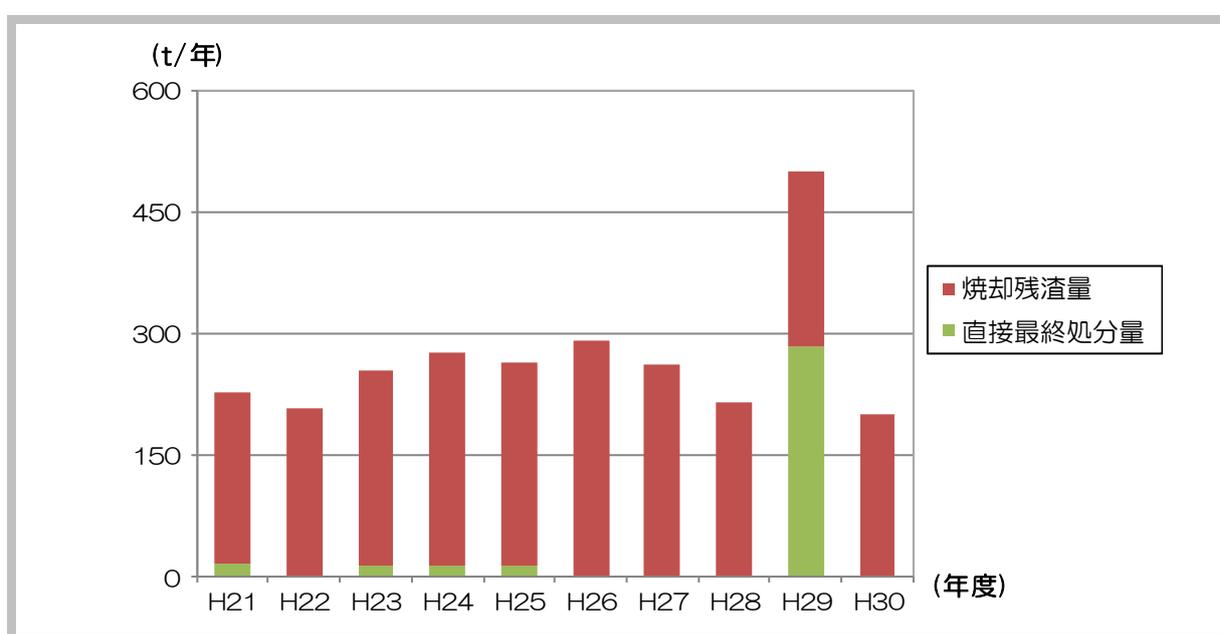
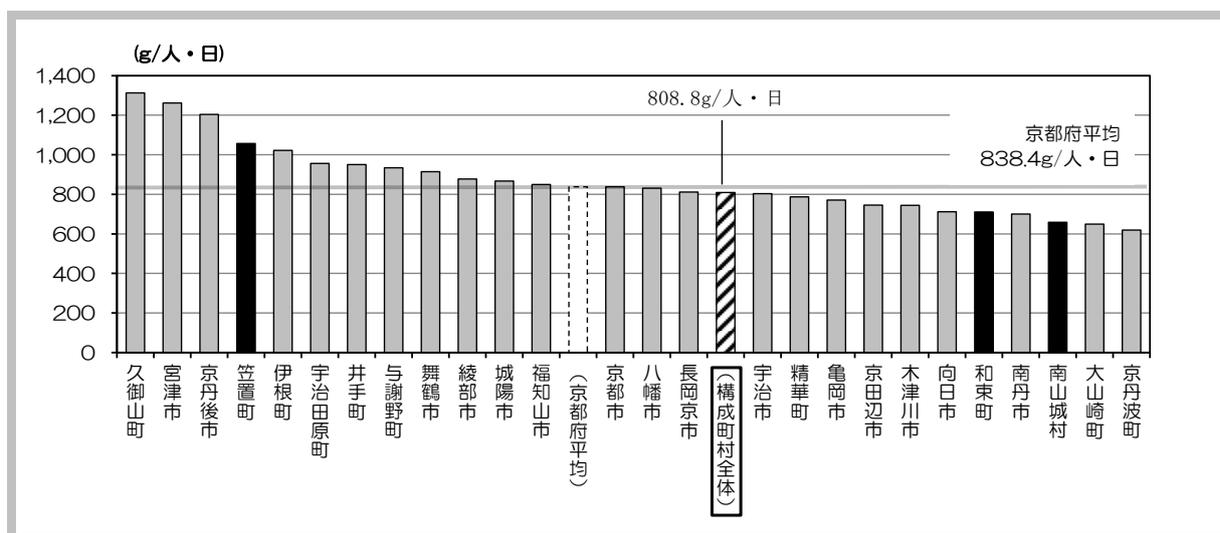


図 19 本連合の構成町村全体の最終処分量の推移

5. 京都府内自治体との比較

(1) ごみ一人一日平均排出量

京都府のごみ一人一日平均排出量（平成 30 年度）は、図 20 に示すとおりである。
本連合の構成町村全体のごみ一人一日平均排出量（808.8g/人・日）は、京都府平均（838.4g/人・日）より約 30g 少なくなっている。

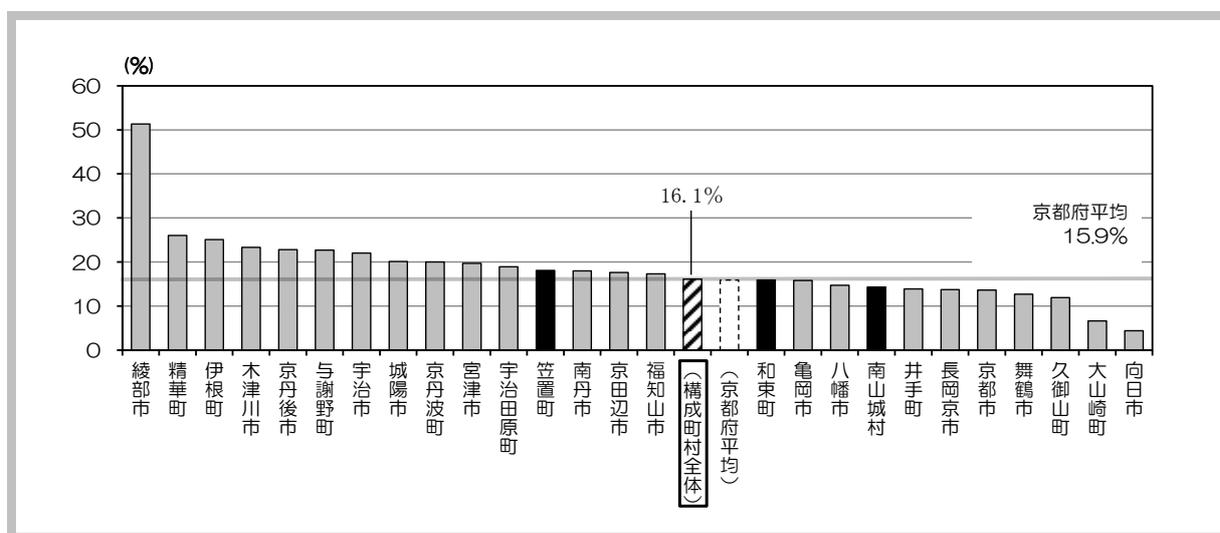


出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）

図 20 京都府内のごみ一人一日平均排出量【平成 30 年度】

(2) リサイクル率

京都府のリサイクル率（平成 30 年度）は、図 21 に示すとおりである。
本連合のの構成町村全体のリサイクル率（16.1%）は、京都府平均（15.9%）より 0.2 ポイント高くなっている。



出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）

図 21 京都府内のリサイクル率【平成 30 年度】

6. ごみ処理の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に基づき、構成町村の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価を実施した。

なお、システム分析にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成 30 年度）を用いて実施した。

(1) 笠置町

笠置町における一般廃棄物処理システムの評価を分析した結果は、表 16 及び図 22 に示すとおりである。

その分析結果をみると、「廃棄物からの資源回収量(RDF 除く)」及び「最終処分減量に要する費用」は類似都市の平均値より優れていたが、「人口一人一日あたりごみ排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「人口一人あたり年間処理経費」は類似都市の平均値より劣っていた。

表 16 笠置町と類似都市の比較【平成 30 年度】

標準的な指標	人口一人一日あたり ごみ排出量	廃棄物から資源回収 量(RDF除く)	廃棄物のうち最終処 分される割合	人口一人あたり年間 処理経費	最終処分減量に要す る費用	
単位	kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t	
類似都市	平均	1.032	0.18	0.145	24,896	72,072
	最大	3.93	0.54	0.919	143,292	374,360
	最小	0.236	0	0.000	0	0
笠置町実績	1.057	0.181	0.224	27,515	69,997	
指数値	笠置町	97.6	100.6	45.5	89.5	102.9
	類似都市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 類似都市とは、都市形態・人口・産業構造が類似している市町村を対象としている。

注2) 類似都市の平均値を「100」として、笠置町が類似都市より優れている場合は、その数値が平均値の外側に示され、劣っている場合には内側に示される。

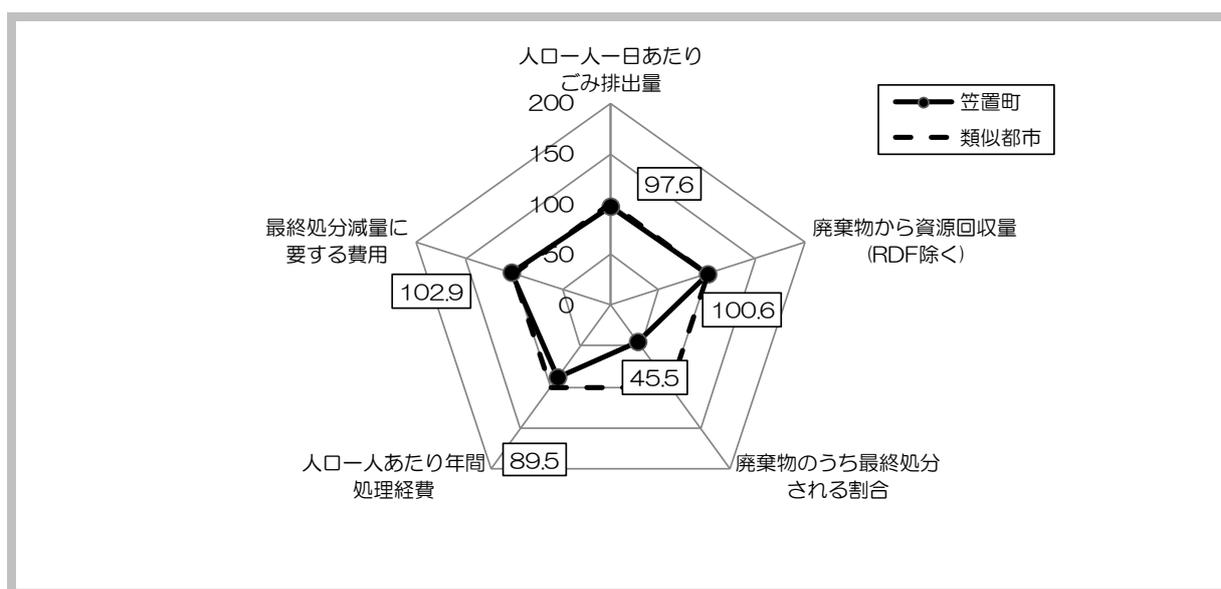


図 22 笠置町における一般廃棄物処理システムの評価【平成 30 年度】

(2) 和束町

和束町における一般廃棄物処理システムの評価を分析した結果は、表 17 及び図 23 に示すとおりである。

その分析結果をみると、「人口一人一日あたりごみ排出量」は類似都市の平均値より優れていたが、「廃棄物からの資源回収量(RDF 除く)」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口一人あたり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は類似都市の平均値より劣っていた。

表 17 和束町と類似都市の比較【平成 30 年度】

標準的な指標	人口一人一日あたりごみ排出量	廃棄物から資源回収量(RDF除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人あたり年間処理経費	最終処分減量に要する費用	
単位	kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t	
類似都市	平均	0.884	0.24	19,046	66,194	
	最大	4.909	0.862	67,483	245,580	
	最小	0.306	0	0	0	
和束町実績	0.711	0.159	0.251	23,632	92,536	
指数値	和束町	119.6	66.3	39.1	75.9	60.2
	類似都市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 類似都市とは、都市形態・人口・産業構造が類似している市町村を対象としている。

注2) 類似都市の平均値を「100」として、和束町が類似都市より優れている場合は、その数値が平均値の外側に示され、劣っている場合には内側に示される。

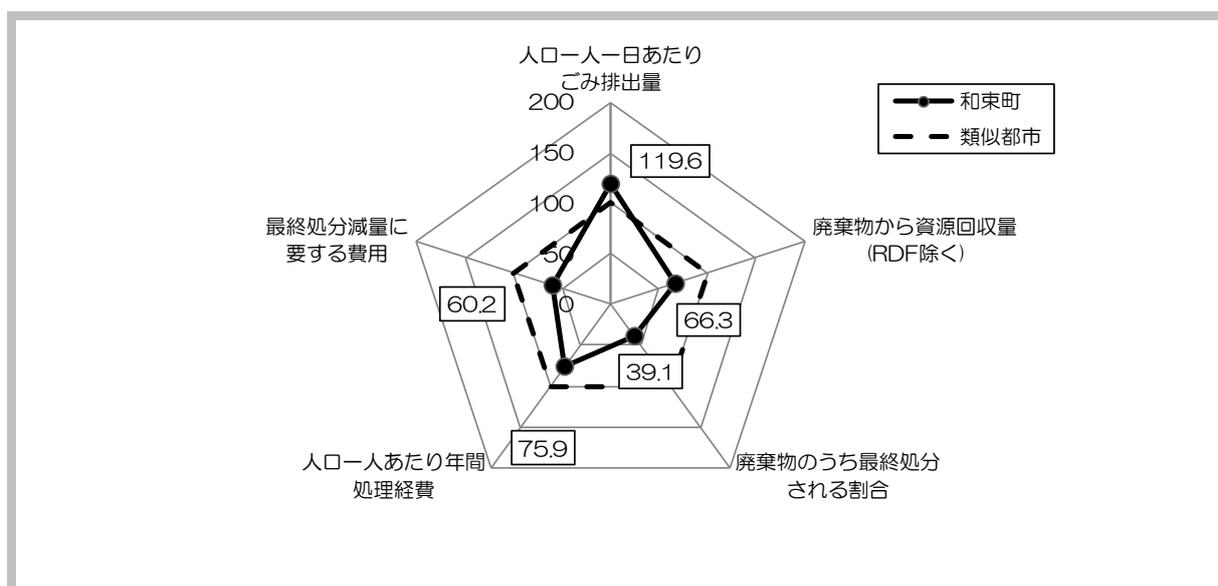


図 23 和束町における一般廃棄物処理システムの評価【平成 30 年度】

(3) 南山城村

南山城村における一般廃棄物処理システムの評価を分析した結果は、表 18 及び図 24 に示すとおりである。

その分析結果をみると、「人口一人一日あたりごみ排出量」及び「人口一人あたり年間処理経費」は類似都市の平均値より優れていたが、「廃棄物からの資源回収量(RDF 除く)」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」は類似都市の平均値より劣っていた。

表 18 南山城村と類似都市の比較【平成 30 年度】

標準的な指標		人口一人一日あたり ごみ排出量	廃棄物から資源回収 量(RDF除く)	廃棄物のうち最終処 分される割合	人口一人あたり年間 処理経費	最終処分減量に要す る費用
単位		kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似都市	平均	1.032	0.18	0.145	24,896	72,072
	最大	3.93	0.54	0.919	143,292	374,360
	最小	0.236	0	0.000	0	0
南山城村実績		0.659	0.143	0.238	21,585	89,673
指数値	南山城村	136.1	79.4	35.9	113.3	75.6
	類似都市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 類似都市とは、都市形態・人口・産業構造が類似している市町村を対象としている。

注2) 類似都市の平均値を「100」として、南山城村が類似都市より優れている場合は、その数値が平均値の外側に示され、劣っている場合には内側に示される。

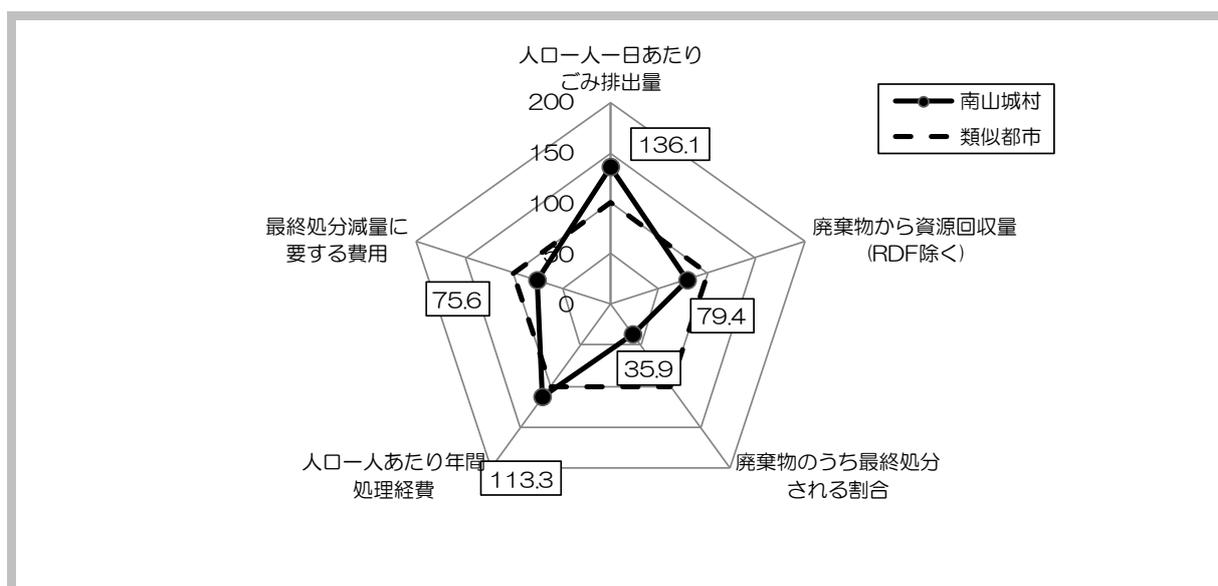


図 24 南山城村における一般廃棄物処理システムの評価【平成 30 年度】

7. 周辺自治体の動向

京都府は、平成 11 年 3 月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底、ダイオキシン類の排出削減、焼却残さの高度処理対策、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、施設整備等のコスト縮減などの広域処理方針が示されています。特にダイオキシン類の排出削減対策としてごみ焼却施設は、原則として安定的な燃焼管理が可能な処理能力 100t/日以上 of 全連続式焼却施設（熔融方式のものを含む。）に集約するとされている。

「京都府ごみ処理広域化計画」は府内を 7 ブロックに分け、本連合は木津川市及び精華町とともに相楽ブロックに区分されている。それを踏まえて、平成 20 年 7 月に「相楽地区における環境施設設置に関する確認書」を締結し、その中で「ごみ焼却場及びリサイクル施設については、今後あらゆる面から検討し、『相楽圏域で 1 施設』という平成 11 年策定の京都府ごみ処理広域化計画を基本として、早期の具体化に向け、あらゆる面から協議を進めることとする」と記載されている。

周辺自治体では、木津川市及び精華町で構成される木津川市精華町環境施設組合は、打越台環境センターに代わる新たなごみ焼却施設として「環境の森センター・きづがわ」（94t/24h）を整備し、平成 30 年 9 月から稼働を開始した。

また、本連合の北側に位置する宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町で構成する城南衛生管理組合は、平成 30 年 4 月から「クリーンパーク折居」（115t/24h）の稼働を開始した。

一方、その西側に位置する京田辺市では、大阪府枚方市と可燃ごみの共同処理を目指して、平成 28 年 5 月に枚方京田辺環境施設組合を設立し、新施設（168t/日）の整備を目指しているところである。

8. 関係法令の動向

(1) 国の動向

国では、2018（平成 30）年 4 月に第五次環境基本計画を閣議決定し、分野横断的な「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）の展開にあたり、関係者との連携により、自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環資源共生圏」の創造をめざすとしている。同年 6 月には循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げている。

また、廃棄物処理についての情勢の変化を勘案し、2016（平成 28）年 9 月には「ごみ処理基本計画策定指針」を改訂し、食品ロスを含めた食品廃棄物対策など、ごみの減量・再資源化等の取り組みを推進している。

廃棄物政策の優先順位は表 19 に、廃棄物・リサイクル関連法体系は図 25 に示す。

表 19 廃棄物政策の優先順位

①	必要なものだけを長期間に使用することで「発生抑制」【Reduce】
②	繰り返し使うことができるものは、できるだけ「再使用」【Reuse】
③	再使用できないものは「再生利用」【Recycle】
④	原料リサイクルができないものは「熱回収」のための燃料として利用
⑤	どうしても廃棄物として処理しなければならないものだけを「適正処分」

※上から順に優先順位が高くなっている。

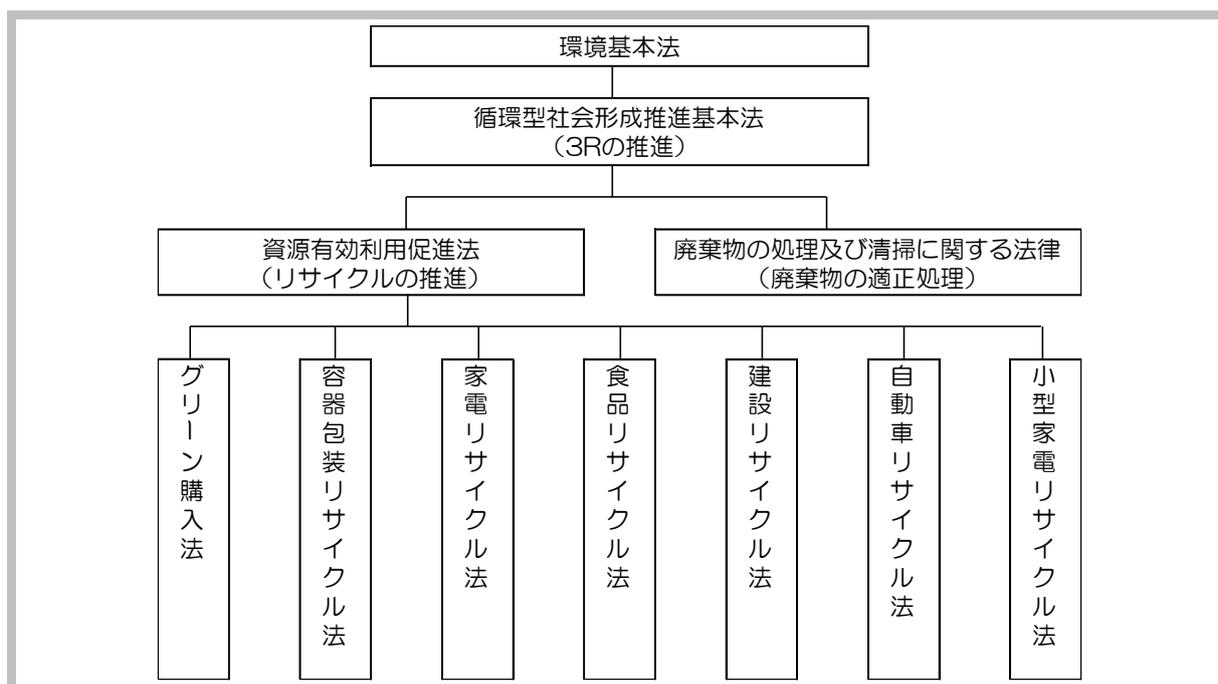


図 25 廃棄物・リサイクル関連法体系

また、廃棄物処理施設整備に関しては、国は、都道府県が市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するよう、平成 31 年 3 月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について」を通知している。

(2) 京都府の動向

京都府では、資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化など今日の社会・経済を取り巻く状況を踏まえ、京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにするため、「京都府循環型社会形成計画（第 2 期）」（平成 29 年 3 月）を策定している。

なお、この計画は、循環型社会形成推進基本法に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画として位置づけられている。

また、国の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について（通知）」（平成 31 年 3 月）を受け、平成 11 年に策定した「京都府ごみ処理広域化計画」の見直し等を行う予定である。

9. ごみ処理に関する課題

これまでの本連合のごみ処理に関して、現状における問題点・課題を排出から処理・処分の段階ごとに以下のとおり整理した。

(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項

本連合の構成町村全体のごみ排出量については、平成 25 年以降、減少傾向にあるが、ごみ原単位については、平成 29 年以降増加傾向にある。したがって、住民に対するごみ減量の啓発が必要である。

資源化量については、平成 27 年度で増加に転じたが、それ以降は減少している。したがって、資源化の向上のための努力が必要である。

また、事業系ごみの処理については、排出先等の実態の把握や減量化が課題となっている。

(2) 収集・運搬に関する事項

本連合における収集・運搬については、現行の体制を継続していくものとするが、今後はさらなる効率化を目指し、安全かつ適正に収集・運搬できるようにする必要がある。

(3) 中間処理に関する事項

本連合の焼却施設は現在停止しており、可燃ごみは民間委託となっている。この状況は過渡期の対応と考えられるため、今後は、広域処理、新施設の整備及び現有焼却施設の活用も含めて、将来的な処理方法などを検討する必要がある。

不燃ごみや資源ごみの処理についても民間委託となっているが、さらなる効率化を目指した処理方法などを検討する必要がある。

また、事業系ごみについては、焼却施設の稼働停止により、受け入れが困難な状況にある。

(4) 最終処分に関する事項

本連合内で発生する残渣は、民間委託にて埋立処分されている。最終処分場は有限であるため、今後は、将来的な処分方法を検討する必要がある。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

基本方針

3Rとごみの適正処理の推進

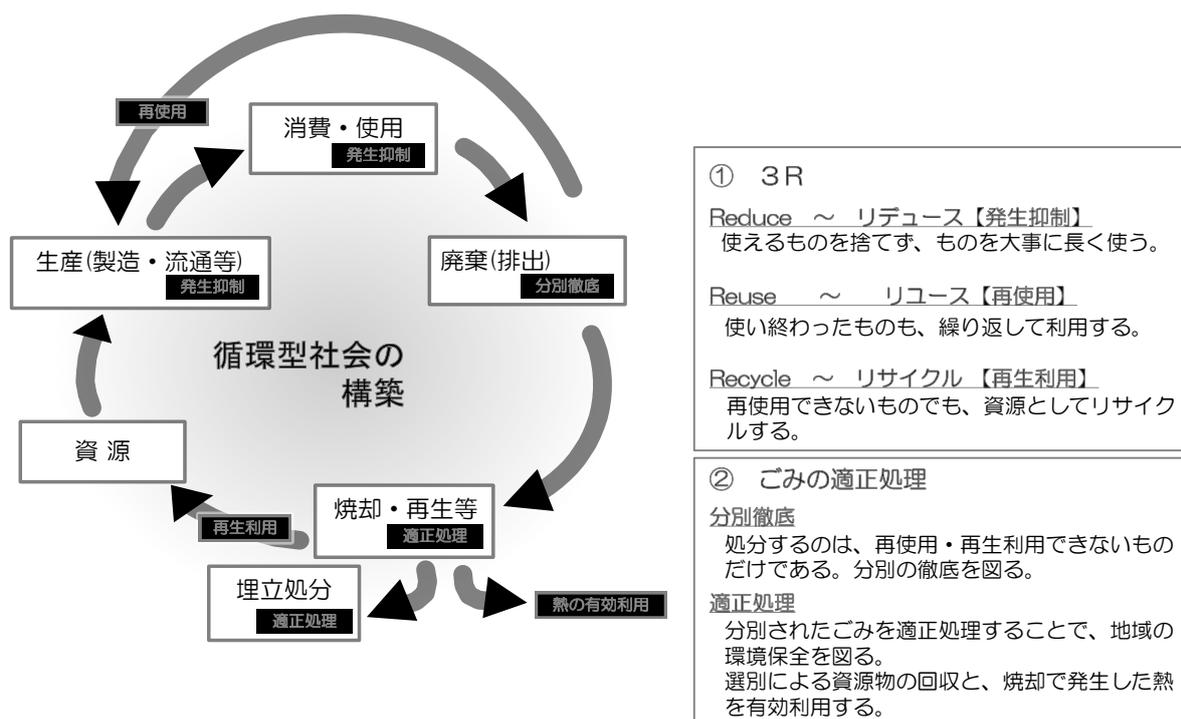
国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一歩踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としている。

これらを踏まえ、本連合では、ごみの減量化・資源化に取り組んでいるところである。循環型社会を形成するためには、住民・事業者・行政が協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む必要がある。

さらに、ごみとして出されたものについては、適正処理をすることで有効利用を進め、埋立物を最少化し、地域の環境保全に寄与することができる。

こうした状況から、本連合の基本方針を『3Rとごみの適正処理の推進』とする。

この基本方針に沿って、住民ならびに事業者の意識を高めることで、資源を大切に使い、そしてリサイクルを促進していくことにより、環境負荷の削減を目指していくものとする。



2. 人口及びごみ排出量の予測

(1) 人口及びごみ排出量の予測方法

人口及びごみ排出量の将来推計は、図 26 に示す方法で算出した。

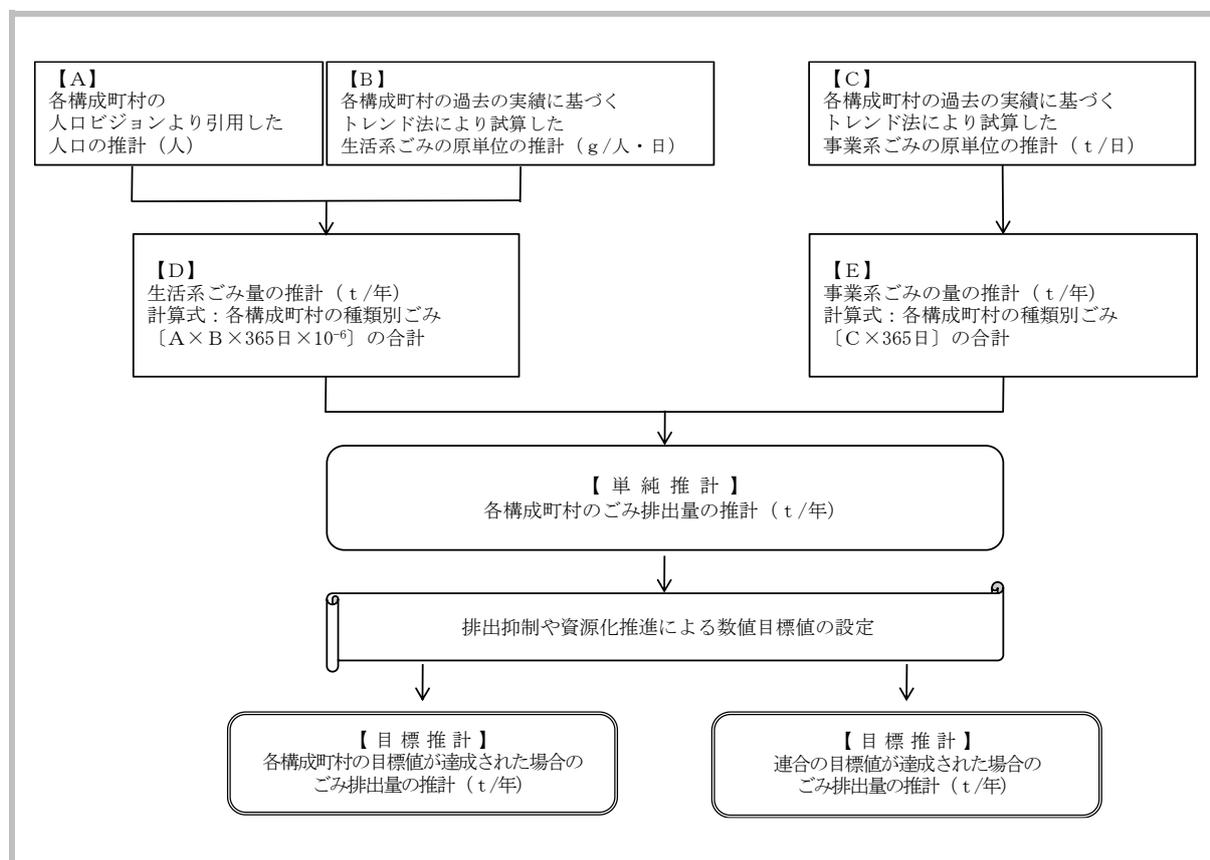


図 26 人口及びごみ排出量の推計方法

(2) 人口の予測

本連合の構成町村全体の行政区域内人口は、過去 10 年間減少傾向を示している。今後もその傾向が継続することを踏まえ、構成町村ごとに推計を行った（各町村の人口ビジョンにより試算）。その推計結果は、図 27 に示すとおりである。

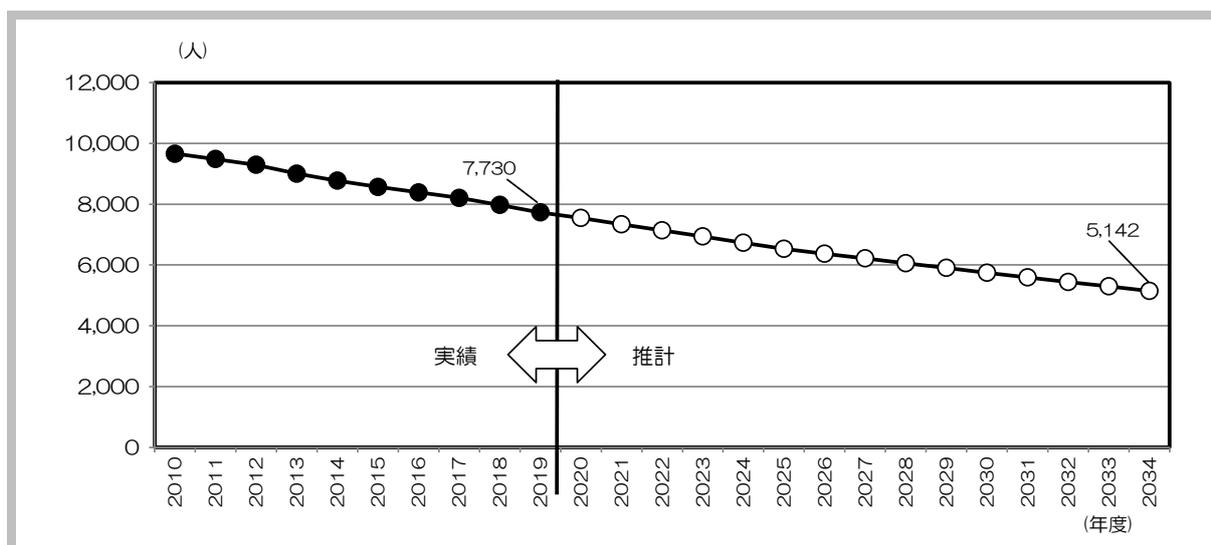


図 27 本連合の構成町村全体の人口の見込み

(3) ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）

単純推計での構成町村全体のごみ排出量及び処理量は、表 20 及び図 28 に示すとおりである。

2034 年度におけるごみ排出量は 1,637 t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み値も年々減少している。

表 20 本連合の構成町村全体のごみ排出量及び処理量の見込み

	単位	実績				
		2019	2026	2030	2034	
行政区域内人口	(人)	7,730	6,373	5,746	5,142	
家庭系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	1,059	944	886	822
		(g/人日)	375.3	405.8	422.5	438.0
	不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	289	244	223	202
		(g/人日)	102.4	104.9	106.3	107.6
	その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0
計	(t/年)	1,896	1,671	1,557	1,433	
	(g/人日)	672.0	718.4	742.4	763.5	
事業系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
	可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	160	156	156	156
		(t/日)	0.44	0.43	0.43	0.43
	不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
	資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
計	(t/年)	209	204	204	204	
	(t/日)	0.57	0.56	0.56	0.56	
集団回収	(t/年)	0	0	0	0	
	(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0	
総排出量	(t/年)	2,105	1,875	1,761	1,637	
	(g/人日)	746.0	806.1	839.7	872.2	
[対H29総排出1人1日当たりの排出量比]	(%)	100%	108%	113%	117%	

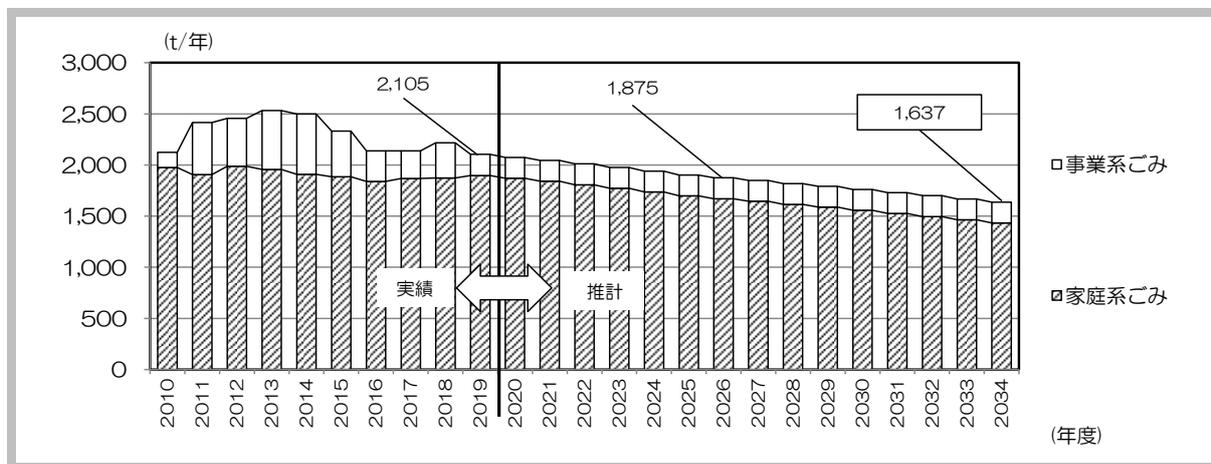


図 28 本連合の構成町村全体のごみ排出量の推移（見込み）

3. 計画の目標

(1) 目標値の設定

国や京都府の目標値は、表 21 に示すとおりである。

表 21 国及び京都府の目標値

	国		京都府	
	目標年度	目標値	目標年度	目標値
排出量	H32	H24比約12%削減	H32	705千トン (H27比で約16%削減)
再生利用率	H32	27%に増加	H32	18.3%
最終処分量	H32	H24比約14%削減	H32	92千トン (H27比で約16%削減)
家庭系ごみ	H32	500g/人・日	—	—

国 : 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (H28.1、環境省)
京都府 : 京都府循環型社会形成計画 (H29.3、京都府)

本連合においては、国や京都府の基本目標等を踏まえて、減量化や資源化の目標値を設定することが望ましい。

しかしながら、本連合の構成町村においては、これまで様々な施策を実施し、ごみ一人一日平均排出量は京都府平均より少なくなっている。

また、再生利用率 (H30 : 16.0%) は現状の取組の継続により京都府の目標には達成は可能と考えられる。

上記のことを踏まえて、本連合の目標値は、以下のとおり設定する。

- 構成町村全体のごみ一人一日平均排出量を、2034 (令和 16) 年度において 2019 (平成 31) 年度の約5%削減とする。

(2) ごみ排出量の見込み(目標値)

目標値を達成した場合の本連合の構成町村全体のごみ排出量及び処理量の見込みは、表 21 及び図 29 に示すとおりである。

2034 年度におけるごみ排出量目標値は 1,337 t となり、2019 年度実績と比較して約 770 t 減少することとなる。

表 21 本連合の構成町村全体のごみ排出量の見込み(目標値)

	単位	実績				
		2019	2026	2030	2034	
行政区域内人口	(人)	7,730	6,373	5,746	5,142	
家庭系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	1,059	836	733	639
		(g/人日)	375.3	359.4	349.5	340.5
	不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	289	244	223	202
		(g/人日)	102.4	104.9	106.3	107.6
	その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	548	410	349	292	
	(g/人日)	194.3	176.3	166.4	155.6	
計	(t/年)	1,896	1,490	1,305	1,133	
	(g/人日)	672.0	640.5	622.2	603.7	
事業系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
	可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	160	156	156	156
		(t/日)	0.44	0.43	0.43	0.43
	不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
	資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	48	48	48	48	
	(t/日)	0.13	0.13	0.13	0.13	
計	(t/年)	209	204	204	204	
	(t/日)	0.57	0.56	0.56	0.56	
集団回収	(t/年)	0	0	0	0	
	(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0	
総排出量	(t/年)	2,105	1,694	1,509	1,337	
	(g/人日)	746.0	728.2	719.5	712.4	
[対H29総排出1人1日当たりの排出量比]	(%)	100%	98%	96%	95%	

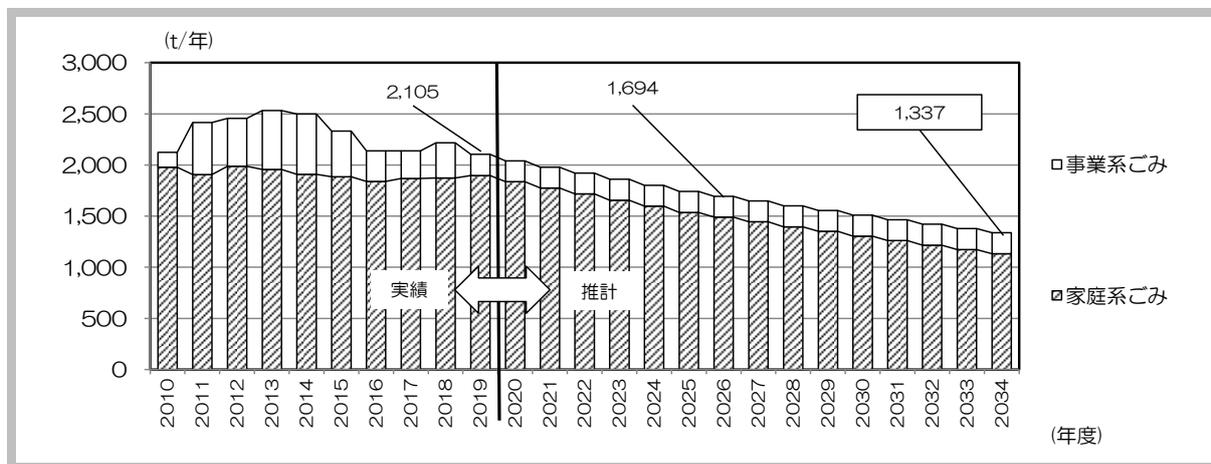


図 29 本連合の構成町村全体のごみ排出量(目標値)の推移

4. 施策の体系

本連合において、基本方針の「3Rとごみの適正処理の推進」を柱とした施策を展開していくものとする。施策の体系は、図30に示すとおりである。

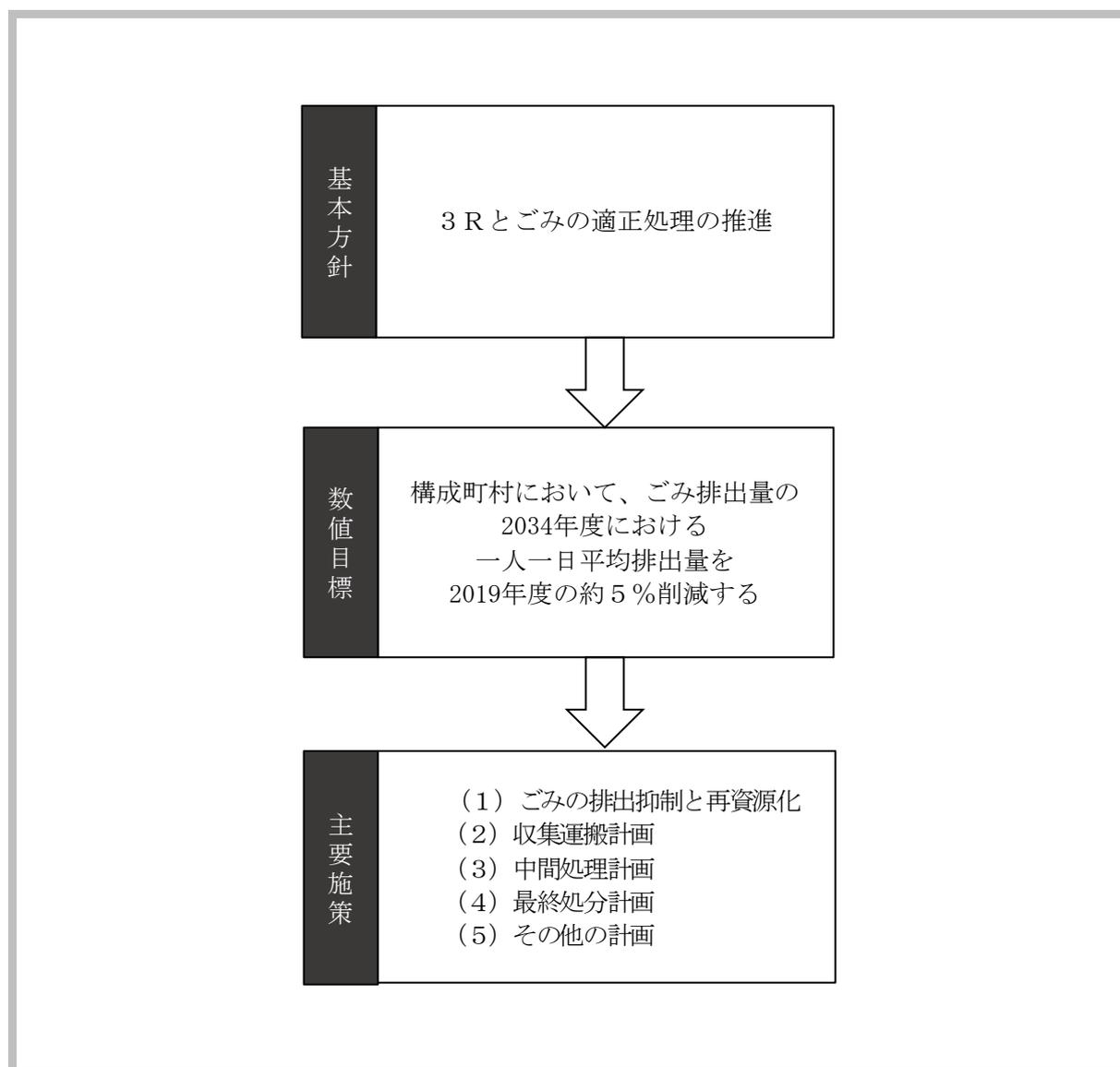


図30 施策の体系

5. 主要施策と住民・事業者・行政の役割

(1) ごみの排出抑制と資源化

1) 住民の役割

国民は、廃棄物処理法第2条の4において、「ごみの減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。また、住民の意識改革は、ごみ排出抑制及び資源化に対する大きなウェイトを占めており、排出抑制・資源化を推進するには、必要不可欠なものである。そのようなことから、住民にできる排出抑制・資源化方法をまとめると表22のとおりである。

表22 施策一覧（住民）

排出抑制・資源化方法	
住 民	<p>○消費生活におけるごみ減量方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品の安易な購入を見直す ・トイレットペーパー等の再生品の積極的な購入 ・リサイクルしやすい商品の購入 ・詰め替え商品の積極的な購入 ・過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請 ・エコバックの持参 ・長期間利用可能な製品の購入 ・故障したら修理し、できるだけ長く使う ・リサイクルショップ等の利用 <p>○ごみとしない資源物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収の利用 ・堆肥化容器やごみ処理機等の積極的な利用 ・家庭内でできる有効利用方法の検討 ・分別収集への協力 <p>○地域での取り組みへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットやバザー等の利用 <p>○行政施策への協力・参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の情報交換 ・行政指導の理解と協力 ・行政が主催する企画への参加



2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法第3条第2項及び第3項において、「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。事業者の排出抑制・資源化方法をまとめると表23のとおりである。

表23 施策一覧（事業者）

排出抑制・資源化方法		
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のでにくい商品企画設計 (インバース・マニユファクチャリング) ・使用済み商品の再利用及び再生利用 (クローズド・ループ・システム) (ゼロ・エミッション) ・従業員の意識改革を図る(事業所のルールづくり) ○生ごみの堆肥化実施 ○長期間利用可能な製品の購入 ○紙等の有効利用を図る ○事業所内の資源物の資源化回収ルートを確認し、分別の徹底を図る ○紙類やトイレットペーパー等再生品の積極的な利用を図る ○再生利用可能な製品の開発・材質表示 ○再生利用可能な梱包材の使用 ○再生品の生産・販売の拡大、技術開発(コスト低減等) ○長期間使用可能な製品の開発、アフターケアの体制づくり ○過剰包装の自粛 ○資源回収方法や回収ルートの確立 ○簡易包装の推進 ○容器包装リサイクル法の遵守 ○店頭回収の実施 ○リサイクル可能な商品の販売や詰め替え商品の積極的な販売 ○家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理態勢の確立 ○分別収集への協力 ○行政施策への協力 ○レジ袋の有料化の遵守 	 

3) 行政の役割

行政は、住民及び事業者に対して意識改革を進めるために、それらを支援する施策や啓発活動を行うものとし、自らごみを排出するものとして、率先してごみの排出抑制・資源化に取り組むものとする。行政の排出抑制・資源化方法をまとめると表24のとおりである。

表24 施策一覧（行政）

排出抑制・資源化方法	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみを出さない3R運動の啓発 ○地域循環圏の構築 ○民間リサイクル業者の紹介 ○ごみ処理発生状況や費用等 各種データの客観的な情報公開 ○パンフレット、ポスターによる住民啓発活動 ○住民参加型の体験学習等の催し開催 ○事業者に対するごみ減量の指導 ○事業者に対しての再生品製造の啓発 ○資源団体回収の周知 ○店頭回収の推進 ○分別収集体制の確立及び適正処理の実施 ○循環型社会構築のための施設整備 ○住民や事業者とのネットワークづくり ○商店・企業へのごみ減量化の要請 ○庁舎内のごみ減量化対策の実施 ○庁舎内での積極的な再生品の利用 ○ごみ搬入者及び許可業者に対するごみ分別徹底指導



(2) 収集運搬計画

a. 基本方針

収集運搬について、生活系ごみにおいては構成町村が、事業系ごみにおいては排出者自らが主体となって行うものとするが、臨時的または多量排出されるごみについては、排出者自らが施設に直接搬入するものとする。

b. 収集区域の範囲

収集区域は、本連合の構成町村全体とする。

c. 収集運搬の方法

収集運搬の方法は、現状どおりとする。

d. 収集運搬に関する施策

収集・運搬体制の継続

収集・運搬に関し、住民サービスの向上は、収集頻度や収集ステーションを多くすることがあげられるが、一方で、収集・運搬の負担を増やし、ごみ処理経費の増大を招くこととなる。

現在、住民の理解と協力を得てステーション方式による分別排出と収集・運搬を実施しているところであるが、今後、住民の高年齢化が一層進んだ場合、ごみ分別を前提としたごみ出しは困難なものとなる。

今後とも、収集・運搬に関する住民サービスの維持と、行政負担のバランスを考慮して、効果的かつ効率的な収集・運搬体制を検討していくものとする。

分別徹底の啓発・指導

排出や搬入されるごみの分別が不徹底であると、それぞれの処理施設での適正処理に支障をきたす。したがって、ごみ分別について住民啓発や事業者指導を行っていくものとする。

また、分別徹底の啓発や指導については、広報紙及び防災行政無線等を活用し啓発していくものとする。

(3) 中間処理計画

a. 基本方針

中間処理は、収集・運搬されたごみを減量化・資源化・安定化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程である。

したがって、今後ごみ処理が安全かつ安定的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行っていくものとする。

b. 中間処理の方法

本連合の中間処理について、可燃ごみは民間委託となっている。この状況は過渡期の対応と考えられる。

平成 20 年 7 月に「相楽地区における環境施設設置に関する確認書」を締結し、その中で「ごみ焼却場及びリサイクル施設については、今後あらゆる面から検討し、『相楽圏域で 1 施設』という平成 11 年策定の京都府ごみ処理広域化計画を基本として、早期の具体化に向け、あらゆる面から協議を進めることとする」と記載されていることから、今後は、広域処理を検討するとともに、新施設の整備や現有焼却施設の再稼働も含めて、将来的な処理方法などを検討していく。

なお、現有施設については、敷地全体に広範囲にわたり支持不足の地盤が広がっていること、想定を超えるテールアルメ擁壁及び地盤の変状が長年に亘り継続していることから、再稼働するには厳しい状況である。

上記により、本連合の中間処理は、当面民間委託にて処理・処分していくものとする。

c. 中間処理施設の整備方針の検討

当面は、民間委託を継続する必要があるが、中間処理施設の整備方針について、「現施設の基幹的設備改良」、「新焼却施設の整備」「広域処理」及び「民間への委託」の 4 種類について比較を行った。その結果を表 25 に示す。

d. 中間処理に関する施策

将来的な可燃ごみ処理方法の検討

本連合の可燃ごみ処理について、表 25 を踏まえて、将来的な整備方針を詳細に検討する必要がある。

表 25 今後の可燃ごみ処理の比較

		現施設の基幹的設備改良	新焼却施設の整備	広域処理	民間への委託
概要		<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターの延命化対策のため、基幹的設備改良工事を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターに替わる新焼却施設を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターを廃止し、周辺自治体と広域処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターを廃止し、民間施設に委託処理を行う。
特徴	経済性	<ul style="list-style-type: none"> 工事費用が最も高い（法面（テールアルメ）補修を含む）。 現施設の解体撤去は必要なし。 施設の維持管理費が最も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費用が2番目に高い。 現施設の解体撤去費が必要。 維持管理費が2番目に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費用は必要なし。ただし、応分の費用負担を求められる可能性あり。 現施設の解体撤去費が必要。 処分委託費がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費用は必要なし。 現施設の解体撤去費が必要。 処理委託費がかかる。
	環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンター稼働を継続するため、環境負荷は現状と変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな施設を整備するため、環境負荷は現状と変わらない。 施設整備時において、環境保全設備による低減は可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域処理するため、環境負荷は低減される。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の民間施設で処理するため、環境負荷は低減される。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンター稼働時と同様の処理である。 恒久的な地盤対策等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターと同等な施設を整備する場合は、現状と同様な体制が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域処理となるため、施設の維持管理がなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間に処理を委託するため、施設の維持管理はなくなる。 民間業者への指導監督が必要である。
	各種リスク	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所有に伴うリスク（環境汚染など）がある。 経費の大半は改修費などの固定費であるため、ごみの減量が進んだ場合においても、経費縮減は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 単独での施設整備は、広域処理の観点からみると現実的ではない。 施設の所有に伴うリスク（環境汚染など）がある。 経費の大半は整備費などの固定費であるため、ごみの減量が進んだ場合においても、経費縮減は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所有に伴うリスク（環境汚染など）が軽減できる。 経費の大半は改修費などの固定費であるが、広域処理に伴う経費縮減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所有に伴うリスク（環境汚染など）がない。 経費の大半は委託費などの変動費であるため、ごみの減量が進んだ場合においては、経費縮減が可能となる。 民間施設で処理できなくなるリスク（経営破綻など）がある。

(4) 最終処分計画

a. 基本方針

本連合の構成町村全体から排出される埋立廃棄物は民間委託にて埋立処分されているので、当面継続して行うものとするが、中間処理の方向性が決まればそれに応じた処理を行っていくものとする。

(5) その他の計画

a. 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物に関しては、構成町村が定める地域防災計画などの防災に関する計画と整合を図り、災害時の円滑な広域的処理体制の構築を図るため、構成町村及び京都府・近隣自治体との緊密な連携を図っていくとともに、一般廃棄物中間処理施設の管理・運営者としての責務を果たすため、より効果的で具体的な対策を講じる必要がある。

b. 事業者への協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造・加工・販売等を行う事業者に対して、ごみを減量するため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について、構成町村と連携の上、関係各機関との調整を図るものとする。

c. 廃棄物再生事業者の協力

本連合の構成町村から排出されるごみの減量や再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。従って、必要に応じて協力できるような体制を構築していくものとする。

d. 不法投棄対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念されている。

不法投棄防止に関しては主として構成町村が取り組んでいるが、一般廃棄物を処理している本連合としては、構成町村と連携して不法投棄防止の啓発を図るものとする。

e. 計画の進行管理

計画における目標を達成するためには、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要がある。

また、廃棄物を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられる。そのため、計画の進捗状況はPDCAサイクルなどを用いて点検する。

点検は、数値目標の進捗状況の分析・評価を行い、問題点について整理する。これにより課題を明確に把握し、取り組みに反映させるとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

PDCAサイクル（イメージ図）は図31に示すとおりである。

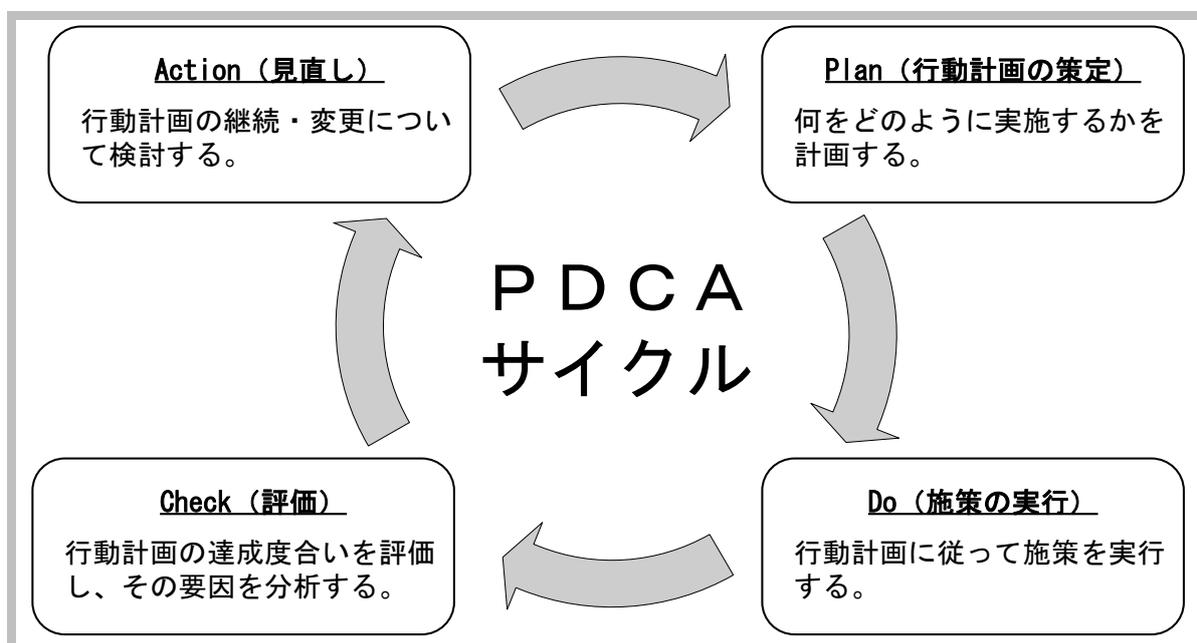


図31 PDCAサイクル(イメージ図)

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和2年度 策定

相楽東部広域連合

〒619-1205 京都府相楽郡和束町大字中小字平田 23-1

電話 0774-78-0120
